

(第一類 第七号)

第二回國會 厚生委員會會議錄 第七号

昭和二十三年六月十日(木曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

理事有田 二郎君 理事田中 松月君

理事山崎 道子君 理事武田 キヨ君

理事徳田 球一君

井上 知治君 大石 武一君

近藤 鶴代君 村上 清治君

太田 典禮君 福田 昌子君

松谷天光君 師岡 榮一君

最上 英子君 野本 品吉君

松本 眞一君 齋藤 晃君

榊原 亨君

出席國務大臣

厚生大臣 竹田 儀一君

出席府委員

厚生事務官 久下 勝次君

委員外の出席者

文部事務官 米原 稔君

専門調査員 川井 章知君

六月九日

民生委員法案(内閣提出)(第一〇〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

藥事法案(内閣提出)(第八八号)

麻藥取締法案(内閣提出)(第九号)

民生委員法案(内閣提出)(第一〇〇号)

委員會の運営に関する件

医療制度に関する件

○山崎委員長 ただいまより會議を開きます。

本日の日程に追加して麻藥取締法案を議題としたことに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○山崎委員長 御異議がなければ麻藥取締法案について提案理由の説明を求めます。久下府委員。

麻藥取締法案

第一章 総則

第一條 この法律で「麻藥」とは、左に掲げるものをいう。

一 阿片及びコカ葉(アルカロイドを抽出したコカ葉を除く。)

二 阿片又はコカ葉から抽出される一切のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩類

三 阿片又は前号に掲げるものと同様のらん用の虞があり、且つ、同様の毒害作用を引き起こす化学的合成品で厚生大臣が指定するもの

四 前三号に掲げるものを含有するもの

第二條 この法律で「麻藥取扱者」とは、麻藥輸入業者、麻藥製造業者、麻藥製剤業者、麻藥小分業者、麻藥元卸賣業者、麻藥卸賣業者、麻藥小賣業者、麻藥施用者、麻藥管理者、麻藥研究者及び家庭麻藥小賣業者をいう。

2 この法律で「麻藥輸入業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻藥

を輸入することを業とする者をいう。

3 この法律で「麻藥製造業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻藥を製造(化学的方法により変形し、又は精製することを含む。以下同じ。)することを業とする者をいう。

4 この法律で「麻藥製剤業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻藥を製剤(化学的变化を伴わない加工であつて精製以外のものをいう。以下同じ。)することを業とする者をいう。

5 この法律で「麻藥小分業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻藥を小分することを業とする者をいう。

6 この法律で「麻藥元卸賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻藥卸賣業者に麻藥を譲り渡すことを業とする者をいう。

7 この法律で「麻藥卸賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻藥小賣業者に麻藥を譲り渡すことを業とする者をいう。

8 この法律で「麻藥小賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻藥施用者の処方した処方せんに基き調剤した麻藥を譲り渡すことを業とする者をいう。

9 この法律で「麻藥施用者」とは、医師、歯科医師又は獣医師であつて厚生大臣の免許を受け、他人又

は家庭に對し治療の目的で麻藥を施用し、施用のため交付し、又は麻藥を記載した処方せんを交付する者をいう。

10 この法律で「麻藥研究者」とは、病院又は診療所において、厚生大臣の免許を受けてその病院又は診療所で施用し、又は施用のため交付する麻藥の譲受及び管理の責に任する者をいう。

11 この法律で「麻藥研究者」とは、厚生大臣の免許を受けて學術研究のため麻藥を使用する者をいう。

12 この法律で「家庭麻藥小賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて千分中四分以下の阿片、万分中五分以下のモルヒネ若しくはその塩類又は千分中二分以下のコデイン、ヒドロコデイン若しくはこれらの塩類が検出され、これら以外の麻藥が検出されない麻藥(以下家庭麻藥という。)を麻藥取扱者以外の者に譲り渡すことを業とする者をいう。

第三條 麻藥取扱者でなければ麻藥を所持し、輸入し、製造し、製剤し、小分し、調剤し、施用し、施用のため交付し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用し、若しくは麻藥を記載した処方せんを交付してはならない。但し、この法律の規定により麻藥を麻藥施用者から施用のため交付を受け、又は麻藥小賣業者若しくは家庭麻藥小賣業者から譲り受け、若しくは譲

り受けた者が、その麻藥を所持することは、この限りでない。

2 麻藥取扱者は、その業務の目的以外のために前項本文に規定する行為をしてはならない。

3 この法律の規定により麻藥を所持する者は、麻藥をその所持の目的以外の目的に使用してはならない。

第四條 何人も、左に掲げる行為をしてはならない。

一 麻藥原料植物の栽培

二 麻藥の輸出

三 アセチルモルヒネ及びその塩類並びにこれらを含有する一切のものの所持、輸入、製造、製剤、小分、施用、施用のための交付、譲受又は譲渡

第二章 免許

第五條 厚生大臣が麻藥取扱者免許を與えることができる者は、左に掲げる資格者であつて且つ、厚生大臣が適當と認めた者とする。

一 麻藥輸入業者については、本人が藥劑師である医薬品輸入販賣業者又は藥劑師を使用する医薬品輸入販賣業者

二 麻藥製造業者、麻藥製剤業者又は麻藥小分業者については、本人が藥劑師である医薬品製造業者又は藥劑師を使用する医薬品製造業者

三 麻藥元卸賣業者及び麻藥卸賣業者については、本人が藥劑師である医薬品販賣業者又は藥劑

師を使用する医薬品販賣業者
四 麻薬小賣業者については、藥局開設者
五 麻薬施用者については、醫師、齒科醫師又は獸醫師
六 麻薬管理者については、醫師、齒科醫師又は藥劑師
七 麻薬研究者については、麻薬に關し相當な知識技能を持つものであると厚生大臣が認めた学術研究者
八 家庭麻薬小賣業者については、医薬品販賣業者
第六條 厚生省は麻薬取扱者名簿を備え、麻薬取扱者免許に關する事項を登録する。
2 前項の規定により登録すべき事項は、省令でこれを定める。
第七條 厚生大臣は、麻薬取扱者免許を與えるときは、麻薬取扱者名簿に登録し、麻薬取扱者免許証を交付する。
2 前項の免許証は、これを譲り渡し、又は貸與してはならない。
第八條 麻薬取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。
第九條 第七條の規定により麻薬取扱者名簿に登録される者は、左の區別にしたがつて登録手数料を國庫に納めなければならない。
麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製劑業者、
麻薬小分業者又は麻薬元卸賣業者 千円
麻薬卸賣業者 七百円
麻薬小賣業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は家庭麻薬小賣業者 百円

麻薬研究者 五十円
第十條 麻薬取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、省令の定めるところにより厚生大臣に申請しなければならない。
2 麻薬取扱者が死亡又は解散したときは、相続人（相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人、以下同じ。）又は清算人は、省令の定めるところによりその旨を厚生大臣に届け出なければならない。
3 厚生大臣は、第一項の申請又は前項の届出があつたときは、麻薬取扱者名簿の登録をまつ消する。
第十一條 前五條に定めるものの外麻薬取扱者名簿の登録の変更、免許証の再交付又は返納その他麻薬取扱者名簿及び麻薬取扱者免許証に關して必要な事項は、省令でこれを定める。
2 麻薬取扱者名簿の登録の変更又は麻薬取扱者免許証の再交付をするときは、登録の変更又は免許証の再交付を申請した者は、手数料として十円を國庫に納めなければならない。
第三章 麻薬取扱者
第十二條 麻薬取扱者は、麻薬取扱者でない者から麻薬を譲り受けてはならない。但し、第十七條第一項本文の場合には、この限りではない。
第十三條 麻薬取扱者が家庭麻薬以外の麻薬を麻薬取扱者から譲り受け又は他の麻薬取扱者に譲り渡そうとするときは、政府発行の譲受証又は譲渡証の用紙に必要事項を記載し、且つこれに記名し印をを

して相手方に交付しなければならない。
2 前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は二年間これを保存しなければならない。
第十四條 麻薬取扱者は、業務所ごとに帳簿を備え、輸入し、製造し、製劑し、小分けし、譲り受け、譲り渡し、又は施用し、若しくは施用のため交付した麻薬の品名及び数量、輸入、製造、製劑、小分け、譲受、譲渡又は施用若しくは交付の年月日並びに譲受又は譲渡の相手方の住所及び氏名をこれに記入しなければならない。
2 麻薬管理者のある病院又は診療所の麻薬施用者が当該病院又は診療所において施用し、又は施用のため交付した麻薬については、当該麻薬管理者がその麻薬の品名数量及び施用又は交付の年月日を記入しなければならない。この場合、前項の規定は、当該病院又は診療所の麻薬施用者については、これを適用しない。
3 第一項の規定による帳簿は、二年間これを保存しなければならない。
第十五條 麻薬取扱者は、その所持する麻薬を喪失し、盗み取られ若しくはその所在が不明となつたとき、又はその所持する麻薬について省令で定める事故があつたときは、当該麻薬の品名及び数量その他必要な事故を速やかに業務所所在地を管轄する都道府縣知事に届け出なければならない。
第十六條 麻薬取扱者は、その所持する麻薬を他の医薬品と區別し

て、鍵をかけた堅固な場所に貯蔵しなければならない。
第十七條 麻薬取扱者（麻薬管理者を除く。）が第十條又は第四十八條の規定により麻薬取扱者名簿の登録をまつ消され、若しくは麻薬取扱者免許がその効力を失つたことにより麻薬取扱者でなくなつたときは、麻薬取扱者であつた者、相続人又は清算人若しくは合併後存続する会社又は合併により設立された会社は、遅滞なく当該麻薬取扱者が所持していた麻薬の品名及び数量を厚生大臣に報告し、その麻薬を厚生大臣の指定する麻薬取扱者に譲り渡さなければならない。但し、当該相続人又は会社が麻薬取扱者である場合において厚生大臣の許可を受けたときは、譲り渡すことを要しない。
第十八條 麻薬輸入業者でなければ麻薬を輸入してはならない。
第十九條 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入しようとするときは、その都度輸入しようとする麻薬の品名及び数量その他省令で定める事項について厚生大臣の許可を受けなければならない。
第二十條 麻薬輸入業者は、麻薬を麻薬製造業者、麻薬製劑業者、麻薬小分業者及び麻薬元卸賣業者以外の者に譲り渡してはならない。
第二十一條 麻薬輸入業者は、翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。
一 月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに麻薬の容器に納められた容器一個あたりの量（以下「下容の容量」という。）及びそ

の容の数の
二 その月中に輸入した麻薬の品名及び数量、容器の容量並びに輸入の年月日
三 その月中に譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び效並びに譲渡の年月日及び相手方
四 月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量
五 その他省令で定める事項
第二十二條 麻薬製造業者でなければ、麻薬を製造してはならない。
第二十三條 麻薬製造業者は、麻薬を製造しようとするときは、各業務所につき一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、製造しようとする麻薬の品名及び数量並びにその製造のために使用する麻薬の品名及び数量について厚生大臣の許可を受けなければならない。
第二十四條 麻薬製造業者は、麻薬を麻薬製造業者、麻薬製劑業者、麻薬小分業者及び麻薬元卸賣業者以外の者に譲り渡してはならない。
第二十五條 麻薬製造業者は、各業務所につき翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。
一 月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量
二 その月中に製造のために使用した麻薬の品名及び数量
三 その月中に製造した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

四 その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

五 月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

六 その他省令で定める事項

2 麻薬製造業者は、各業務所につき、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間満了後十日以内に報告しなければならない。

一 製造のために使用した麻薬の品名及び数量

二 製造した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

三 その他省令で定める事項

2 麻薬製造業者は、各業務所につき、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間満了後十日以内に報告しなければならない。

一 製造のために使用した麻薬の品名及び数量

二 製造した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

三 その他省令で定める事項

2 麻薬製造業者は、各業務所につき、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間満了後十日以内に報告しなければならない。

て譲り渡し、又は家庭麻薬を麻薬卸賣業者若しくは家庭麻薬小賣業者に譲り渡すことは、この限りでない。

二十九条 麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、その輸入し、製造し、製剤し、又は小分した麻薬を容器に納め、且つ政府発行の証紙で封を施さなければならない。但し、家庭麻薬については、政府発行の証紙で封を施すことを要しない。

2 麻薬取扱者は、前項の封を施した麻薬でなければ他の麻薬取扱者から譲り受け、又は他の麻薬取扱者に譲り渡ししてはならない。但し、家庭麻薬の譲受又は譲渡は、他省令で定める場合は、この限りでない。

三十条 麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、その輸入し、製造し、製剤し、又は小分した麻薬を納めた容器又はその被包に省令の定めるところにより一定の事項を記載しなければならない。

三十一条 麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、各業務所につき翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 その月中に製剤又は小分した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

三 その月中に製剤し、又は小分した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

四 その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

五 月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

六 その他省令で定める事項

2 麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、各業務所につき、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間満了後十日以内に左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

五 月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

六 その他省令で定める事項

2 麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、各業務所につき、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間満了後十日以内に左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 製剤又は小分に供した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 製剤し、又は小分した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

三 その他省令で定める事項

2 麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、各業務所につき、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間満了後十日以内に左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 製剤又は小分に供した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 製剤し、又は小分した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

三 その他省令で定める事項

2 麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、各業務所につき、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間満了後十日以内に左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

り渡すことは、この限りでない。

三十五条 麻薬卸賣業者又は麻薬小賣業者は、各業務所につき、翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

三 月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

四 その他省令で定める事項

三十六条 麻薬小賣業者でなければ、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せんに基づき調剤した麻薬を譲り渡ししてはならない。但し、麻薬施用者が自己の処方せんに基づき調剤した麻薬を施用のため交付することは、この限りでない。

2 麻薬小賣業者は、麻薬施用者の処方せんに基づき、第二十九条第一項の規定により施した封を開いて容器から取り出して調剤した麻薬でなければ、これを譲り渡ししてはならない。

3 麻薬小賣業者は、その調剤した麻薬の処方せんに二年間保存しなければならない。

三十七条 麻薬施用者でなければ、麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

三十八条 麻薬施用者は、他人又は家畜の疾病の治療以外の目的に麻薬を施用し、施用のため交付

し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

2 麻薬施用者は、第二十九条第一項の規定により封を施した麻薬の封を開いて容器から取り出した麻薬でなければ、これを施用し、又は施用のため交付してはならない。

三十九条 麻薬施用者は、麻薬の中毒者に対し、その中毒症状を緩和するため、又は中毒を治療するため麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

四十条 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、当該処方せんにその麻薬施用者の住所、氏名及び麻薬取扱者登録番号並びに処方せんの交付を受けた患者の住所、氏名、病名及び処方せんを交付した日附を記載しなければならない。

四十一条 麻薬施用者は、麻薬に中毒していると診断したときは、速かにその中毒患者の住所、氏名、年齢、性別及び中毒している麻薬の品名を業務所所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

四十二条 麻薬施用者は、麻薬を施用し、又は施用のため交付した患者の住所及び氏名（家畜のときはその種類並びに所有者の住所、氏名。）年齢、病名、主要症状、麻薬の施用量又は施用のための交付年月日に関する記録を作らなければならない。

2 麻薬施用者は、前項の記録を二

年間保存しなければならない。

但し、麻薬管理者のある病院又は診療所にあつては、麻薬管理者がこれを保存しなければならない。

第四十三條 二人以上の麻薬施用者が診療に従事する病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所ごとに麻薬管理者一人を置かなければならない。

2 前項の病院又は診療所においては、麻薬管理者がその病院又は診療所で施用又は交付するため譲り受け、且つ管理する麻薬でなければこれを施用し、又は施用のため交付してはならない。

3 病院又は診療所の麻薬管理者がその病院又は診療所の麻薬管理者でなくなつたときは、麻薬管理者であつた者(死亡の場合においてはその病院又は診療所の開設者は、遅滞なく当該麻薬管理者が所持していた麻薬を、引き続き麻薬管理者となつた者に引き渡し、且つその麻薬の品名及び数量を厚生大臣に報告しなければならない。但し、第一項の規定による麻薬管理者を置くことができないときは、麻薬管理者の管理していた麻薬を厚生大臣の指定する麻薬取扱者に譲り渡さなければならない。

第四十四條 家庭麻薬小賣業者でなければ、家庭麻薬を小賣してはならない。

第四十五條 家庭麻薬小賣業者は、帳簿を備え、譲受人をして、これに品名、数量、使用目的、年月日及び住所を書かせ、記名して印を押させないでは家庭麻薬を譲り渡してはならない。

2 前項の帳簿は、二年間これを保存しなければならない。

第四十六條 麻薬研究者でなければ、麻薬を研究のため使用してはならない。

第四十七條 麻薬小賣業者、麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者は、麻薬取扱者の免許がその効力を失つた後引き続き免許の申請をせずときは、左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 当該効力を失つた免許の申請をした日から免許の申請をするまでの間に譲り受け、譲り渡し、施用し又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びに容器的容量及び数量

二 当該効力を失つた免許の申請をした日から免許の申請をするまでの間に譲り受け、譲り渡し、施用し又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びに容器的容量及び数量

三 引き続き免許の申請をする日に所持する麻薬の品名及び数量並びに容器的容量及び数量

2 前項の場合において、麻薬管理者のある病院又は診療所の麻薬施用者が当該病院又は診療所において、施用し、又は施用のため交付した麻薬については、当該麻薬管理者が前項各号に掲げる事項を報告しなければならない。この場合、前項の規定は、当該病院又は診療所の麻薬施用者については、これを適用しない。

第四十八條 麻薬取扱者がその業務に關し犯罪行為をしたときは、厚生大臣は、麻薬取扱者名簿の登録をまつ消することができ、

2 麻薬取扱者がその業務に關し、不正の行為をしたときは、厚生大臣又は都道府県知事は、期間を限つて業務を停止することができ、

生大臣は、麻薬取扱者名簿の登録をまつ消することができ、

2 麻薬取扱者がその業務に關し、不正の行為をしたときは、厚生大臣又は都道府県知事は、期間を限つて業務を停止することができ、

第四十九條 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬中毒者の疑ある者で麻薬のため公安をみだすもの又は麻薬の中毒により自創心を失つたものを発見したときは、麻薬施用者である二人以上の医師に診察させ、麻薬中毒者であることが判明したときは、その中毒者を治療のため、厚生大臣の指定する施設に六箇月收容しなければならない。

第五十條 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬取締のため特に必要があるとき、麻薬取扱者に対して麻薬の輸入、製造、製剤、小分、譲受、譲渡、施用、施用のための交付又は処方せん交付若しくは研究に關し必要な事項を命ずることができ、

第五十一條 厚生大臣は、麻薬取扱者に対して、その業務について必要な事項を報告させることができる。

第五十二條 厚生大臣は、この法律の規定に違反して所持され、栽培され、輸入され、製造され、製剤され、小分され、譲り受けられ、譲り渡され、施用され、施用のため交付され、又は研究のため使用された麻薬について必要な処分をすることができ、

第五十三條 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬取締のため特に必要があるとき、麻薬取扱者名簿の登録をまつ消することができ、

2 麻薬取扱者がその業務に關し、不正の行為をしたときは、厚生大臣又は都道府県知事は、期間を限つて業務を停止することができ、

第四十九條 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬中毒者の疑ある者で麻薬のため公安をみだすもの又は麻薬の中毒により自創心を失つたものを発見したときは、麻薬施用者である二人以上の医師に診察させ、麻薬中毒者であることが判明したときは、その中毒者を治療のため、厚生大臣の指定する施設に六箇月收容しなければならない。

があるとき、麻薬取扱者名簿の登録をまつ消することができ、

2 麻薬取扱者がその業務に關し、不正の行為をしたときは、厚生大臣又は都道府県知事は、期間を限つて業務を停止することができ、

第五十四條 麻薬統制主事は、麻薬に關する違反の捜査にあたり厚生大臣の許可を受けてこの法律の規定に拘り何人からも麻薬を譲り受けることができない。

第五章 雜則

第五十五條 この法律中、麻薬の譲渡又は譲受に關する規定は、同一人の麻薬取扱者の業務所相互間にもこれを準用する。

第五十六條 厚生大臣は、法令の規定により没收された麻薬について大蔵大臣と協議の上必要な処分をすることができ、

第五十七條 厚生大臣は、この法律施行のため必要な命令を定めることができる。

第六章 罰則

第五十八條 第三條各項、第四條、第十二條、第十八條、第二十二條、第二十六條第一項若しくは第二項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十八條第一項、第三十九條、第四十四條又は第四十六條の規定に違反した者は、これを五

年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の刑は、情状により、これを併科することができる。

第五十九條 左の各号の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第十九條、第二十條、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第二十八條、第三十三條、第三十四條、第三十六條第二項又は第三十八條第二項の規定に違反した者

二 麻薬取扱者であつて、第二十二條、第二十四條、第二十八條又は第三十四條の違反行為の相手方となつた者

2 前項の刑は、情状により、これを併科することができる。

第六十條 左の各号の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條各項、第十六條、第二十九條第一項若しくは第二項、第三十條、第三十六條第三項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第二項又は第四十五條第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 第十三條第一項の規定による譲受証又は譲渡証、第十四條第一項の規定による帳簿、第四十四條第二項の規定による処方せん又は第四十二條第一項の規定による記録の虚偽に記載をした者

三 第十七條、第二十一條、第二十五條、第三十一條、第三十五

條、第四十三條第三項、第四十七條第一項若しくは第二項又は第五十一條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

四 第十五條の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第四十一條の規定による届出をしなかつた者

五 第四十八條第二項の規定による業務の停止中にその業務をした者

六 第四十九條の規定に基づく收容を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第五十條の規定に基づく命令に違反した者

八 第五十二條の規定に基づく処分又は第五十三條第一項の規定による当該官吏又は吏員の立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第十七條又は第四十三條第三項の規定に違反して厚生大臣の指定する麻薬取扱者に麻薬を譲り渡さなかつた者

2 前項の刑は、情状により、これを併科することができる。

第六十一條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項の規定による届出をしなかつた者

二 第十一條第一項の規定に基づく免許証の返納をしなかつた者

三 第三十二條の規定に違反した者

第六十二條 第三條各号、第四條、第十二條、第十八條、第二十二條、第二十六條第一項若しくは第六十六條

二項、第二十八條、第三十三條、第三十六條第一項、第三十七條、第三十八條第一項、第三十九條、第四十四條又は第四十六條の未遂罪は、これを罰する。

第六十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第五十八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

第六十四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六十五條 阿片法(明治三十年法律第二十七号)、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く塩酸デアセチモルヒネ及其の製剤の所有等の禁止及没収に関する件(昭和二十年厚生省令第四百四十二号)、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く麻薬原料植物の栽培、麻薬の製造、輸入及輸出等禁止に関する件(昭和二十年厚生省令第四百四十六号)、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特殊物件中の麻薬の保管及受押に関する件(昭和二十一年厚生省令第八号)及び昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く麻薬取締規則(昭和二十一年厚生省令第二十五号)は、これを廃止する。

第六十六條 この法律施行の際現に

麻薬取締規則の規定により麻薬取扱者名簿に登録されている者は、これをこの法律の規定により登録された者とみなす。

第六十七條 この法律施行の際現に昭和二十年厚生省令第四百六号の規定により麻薬の製造の許可を受けている者は、これをこの法律の規定により許可されたものとみなす。

第六十八條 この法律施行の際現に麻薬取締規則の規定により麻薬の製剤又は小分の許可を受けている者は、これをこの法律の規定により許可されたものとみなす。

第六十九條 この法律施行の際現に麻薬取締規則の規定により容器又は被包に封を施した麻薬は、これをこの法律の規定により封を施した麻薬とみなす。

第七十條 この法律施行の際現に麻薬取締規則により麻薬取扱者の業務の停止の処分を受けている者は、これをこの法律の規定により受けたものとみなす。

2 この場合においては、停止の期間はなお従前の例による。

第七十一條 麻薬を納めた容器又は被包の記載事項は、この法律施行の日から一年を限りなお従前の例による。

第七十二條 二人以上の麻薬施用者が診療に従事する病院又は診療所においては、この法律施行の日から二月を限り従前の例により麻薬を施用し、又は施用のため交付することができ。

第七十三條 麻薬取締規則の規定による麻薬取扱者免許証はこの法律

の規定による麻薬取扱者免許証とみなす。

第七十四條 第六十五條に掲げる法令廃止前にした行為に対する罰則の適用については、同條に掲げる法令は、その廃止後もなおその効力を有する。

第七十五條 麻薬取締規則の規定による帳簿、文書又は記録はこの法律の規定による帳簿、記録、譲受証又は譲渡証とみなす。

〇久下政府委員 ただいま議題となりました麻薬取締法案について御説明いたします。

阿片、モルヒネ、コカイン等のいわゆる麻薬は医療上欠くことのできない薬品であります。他面これらを濫用することによつて惹起される害毒が甚大でありますことは、過去の歴史が示している通りであります。まことに麻薬の取扱ひのいかんは、民族の興亡に影響するといつても過言ではありませ

ん。従つて麻薬の害毒を排除しつゝ、一方医療上、學術上必要なるものを確保し、もつて國民医療の完壁を期すためには、國內的にも、國際的にも、適切かつ強力な施策が講ぜられなければならぬことは申すまでもありません。政府におきましては、戦後國內の麻薬の取締りを一層強化するため、幾多の省令を制定し、各般の施策を講じ、鋭意遺憾なきを期してゐる次第であります。その後情勢の変化に伴ひ法規の改廢を要する点もあり、また一方には日本國憲法実施に伴ひ、その精神に則つて新しく法律を制定し、もつて取締りの万全を期するとともに、國際的協力の完壁をはかるため、本法案

を制定した次第であります。本法案の構成といたしましては、「總則」「免許」「麻薬取扱者」「監督」「雜則」「罰則」の六章及び附則からなつておるのであります。全條文は七十五條であります。

次にこの法案の骨子といたしますところを説明いたします。先づ麻薬の不正取引及び不正使用を防止するため、麻薬を取扱う者はこれを免許制とし、この免許をうけた者以外の者は、麻薬を取扱うことを禁止したておるのであります。次に麻薬の中毒者の中、特に公安をみだす者等については、これを取締り、これが絶滅を期する次第であります。次に麻薬の取引の系統を一定するとともに、取引を要式行為とし、また麻薬取扱者に記帳義務を課して麻薬の所在及移動の責任を明確たらしめることとしたのであります。次に行政機関が麻薬の製造、在庫消費等につきましての適切な施策を行ひ得るため、麻薬取扱者に対して所定の報告を徴することとしたのであります。

最後に阿片法及び勅令第五百四十二号に基く四つの厚生省令(昭和二十年省令第四百四十四号、同年省令第四百六十六号、昭和二十一年省令第八号、同年省令第二十五号)はこれを廃止いたしました。今後麻薬の取締りに関しましては、本法により一元的に処理し得ることとしたのであります。

以上麻薬取締法案の骨子につき大要の御説明を申し上げたのであります。が、何とぞ御審議の上速やかに可決せられんことを切望いたします。

〇山崎委員長 本案に関する審査は追つてはいることとし、付託された議案

について懇談会に入りたいと存じます
が御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議がなければ懇談会に入ります。

〔午前十一時二十分懇談会に入る〕
〔午後零時二十分懇談会を終る〕

午後一時十七分開議

○山崎委員長 それではただいまより休憩前に引続いて会議を開きます。

○榊原委員より委員会の運営について質疑を求められておりますので、これを許します。榊原委員。

○榊原委員 この前の国会におきましては政府提出の議案が、国会の会期がもはやなくなる時分になりましたから多数提出せられて、そのためにほとんどこの委員会において審議を盡し得なかつた状態であつたのであります。その場合に私から、今後は厚生常任委員会に提出いたします法案は、十分各委員が審議の期間を與えられ、先議会のごときを先例としないことを申し述べ、お約束くださつたのであります。第二回国会においても、政府の希望せられます今月一杯に会期を延長いたしましたとして終るといたしましても、すでに会期の切迫した今日、政府提出の議案が相当多数に上る見込みであると思つてございまして、かかるものはや会期が切迫いたしました場合に、多数の議案を一度に出されまして、そのために審議不可能のようなことがないかどうか、そのことを一應委員長並びに厚生大臣に御質問申し上げますと存する次第であります。

○山崎委員長 委員長より先にお答え申し上げます。ただいまの榊原委員の御要望はまことにごもつともな次第でございまして、私もその点については非常に苦慮をいたしております。そこで常任委員長会議におきましてはこの問題を取上げまして、政府といふ折衝を遂げ、さらにまた速記者等の関係につきましても、いろいろその筋に要望しておるのであります。ところが速記の関係について申し上げますと、午前中には三本より出ない、午後においても三本より出ないという状態でありまして、常任委員会だけでも二十ある、その二十の常任委員会が毎日開かれるというところはこれとていできません。三本より出ないのでありますから、現に今日も八つの委員会が開かれておるのでございまして、けれども、三本より出ない関係上、あとの五つの委員会というものは速記者なしで進めておるといふ状態でありまして、そこで事務当局に私の方から強い要望を發しまして、何としても速記者の即急養成をはかることが一つ、いま一つは優遇の道を講じて、外部からこれを採用するという方法をとる。そして緊急措置を講じてもらわなければならぬ。この点について要望をいたしておるような次第でございまして、つきましては、私も委員の方からも強烈に速記者の配置の件につきまして要求いたしますから、午前中に始めます場合には十時かつきりに委員会を開き、また午後一時に始めます場合には、午後一時かつきりに開く。この建前のもとにどうぞひとつ御参集のほどをお願い申し上げます。

○竹田國務大臣 ただいま榊原委員から、ごもつともな委員会運営についての御意見を拜聴したのであります。今議案に提出いたします厚生省の法律案は比較的多数に上つておるのであります。私の記憶に間違いないと思ひますならば二十七、八あるものと思ひつております。遅れておりますことをまことに残念に思ひますが、閣議で少くはかの省との意見の食い違ひのある法律案も二、三ありますし、また関係方面でたゞいま協議中のものもありまして、少しく遅れておることをまことに申訳なく存じます。閣議にひつかつておる問題は関係間で何とか話をとりまとめ、関係方面へ参つておりますのは、それ、事務当局をしてできるだけ早く早く協議を求めまして、一日も早く本委員会へ提出をいたし、審議の時間が十分あるように努力いたしたいと思ひます。御趣旨に即うて努力いたしますことを私から申し上げておきます。

○山崎委員長 次に同委員より理容師の試験の問題について質疑を求められておりますので、これを許します。榊原委員。

○榊原委員 前議会におきまして理容師法が上程されましたのは、会期ほとんど追つたとたんに提出いたしましたので、いづれこの本格的な議案は來議に提出するといふお約束がございました。その後私どももいたしまして、また理容師の業者といたしましては、多数の点におきましてこれが改正を要望しておるのでございしますが、殊にその重点となりますものは、今までの理容師が学校を卒業してその資格を得る者と、試験制度による者と二通りあるものでございます。その試験制度に

よります者につきましては、一面から申し上げますと、勉学の機会が與えられない者が試験制度によつて登用せられるというところは、きわめて民主的なものとして考えられるのでございしますが、実はそうでなくして、その理容師の資格を與えなすために、試験をいたしますその試験官が、多数の不正をしておるといふことであります。少くとも一人の試験を受けた者が千円、二千元の金を使わなければこの資格を得ないという事実が、全國方々に行われておるのであります。そのことにつきましては、かねて三木局長に十分御注意を申し上げた点であります。先日東京の夕刊に、東京都理容師組合の約五十名の人が、七日の午前十時から都廳に山田副知事を訪ねまして、来る二十七日行われまふところの理容師の試験におきまして、試験官相沢事務官を忌避するといふことを申し出たのであります。その理由をいたしまして、その後いろいろ取調べますと、相沢事務官は、旧東京都理容營業取締規則第四條の二、すなわち従業五年の経験者には、店舗をもつ場合には審査の上營業を許可するといふ法律を今日もなお施行いたしまして、わずか一、二年程度の経験者を、本年一月一日より、現行理容師法を無視して、都内に相当多数許可せる事実があるのであります。なお本年一月以後、数百人の受験者が相沢事務官の私宅を訪問いたしまして、金品を贈り、試験の合格を依頼する者がありまして、附近の巡査派出所の警官が驚いていふという事実があるのであります。相沢事務官は三級事務官の身分であるにかかわらず、台東区根岸附近の待合に出入りいたしまして、豪遊

○竹田國務大臣

ただいま榊原委員から、某事務官の事柄について御質問があつたのでありますが、私算閣にしてまだ存じておらぬのであります。早速取調べまして、そうした不正なことがあつたといひますならば、適当な処置をいたすことは當然なことでありまして、御要求に應じましてただちに取調べをいたしまして、本委員会に報告するようにいたします。なお榊原委員の御意見は、厚生大臣指定の講習所によつて試験をやらせたらどうかといふことのように承りましたが、今日の程度におきましては施設その他のすべての設備が、全國に完備しているとも申されぬのであります。ある暫定の時期だけは、試験制度と、所定の講習所を終えた人の両方面から理容師を採用していくといふことは、やむを得ぬ臨時的処置かと考えているのであります。いづれはできるだけ早い時期にお

的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六條 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第十一條及び第十二條の規定に従い解職せられるものとする。

第十七條 民生委員は、その職務に關して、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、保護を要する者に関する必要な資料の作製を命じ、その他民生委員の職務に關して必要な指示をすることが出来る。

第十八條 都道府縣知事は、厚生大臣の定めるところにより、民生委員の指導訓練に關して計画を樹立し、これを実施しなければならない。

第十九條 都道府縣は、民生委員の指導訓練に従事する吏員を置かなければならない。

2 前項の吏員は、社会事業に関する学識経験のある者の中からこれを任用しなければならない。

3 第一項の吏員に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十條 民生委員は、都道府縣知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるとき

の外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一條 民生委員協議会に、常務委員一人を置く。

2 常務委員は、当該民生委員協議会を組織する民生委員の互選とする。

3 常務委員の任期は一年とする。但し、再任することが出来る。

4 常務委員は、民生委員協議会の常務を掌り、民生委員協議会を代表し、その会議の議長となる。

5 前項で定めるものの外、常務委員に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

6 常務委員は、政令の定めるところにより、常務委員協議会を組織する。

第二十二條 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、関係市町村長（京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市において区長とする。以下同じ。）その他適当な者を民生委員協議会の組織に加はせることが出来る。

2 関係市町村長又はその委任を受けた者は、民生委員協議会に出席し、意見を述べなければならない。

第二十三條 民生委員協議会は、毎月一回以上、これを開催しなければならない。

第二十四條 民生委員協議会の任務は、左の通りとする。

一 民生委員が、担当する区域又は事項を定めること。
二 民生委員の職務に關する連絡

及び統制をすること。
三 必要な資料及び情報を集めること。

四 民生委員をして、その職務に關して互に勵まし、研究及び修養をさせること。

五 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に關して必要と認める意見を関係各廳に具申することが出来る。

第二十五條 厚生大臣の指定する市は、民生委員協議会の事務の処理と、保護を要する者の便宜を図るために、民生委員協議会の区域ごとに、政令の定めるところにより、民生委員事務所を設置しなければならない。

2 前項の民生委員事務所には、専任の吏員を置かなければならない。

3 前項の吏員に關しては、第十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

第二十六條 民生委員、民生委員推薦会、民生委員審査会、民生委員協議会、常務委員協議会及び民生委員の指導訓練に關する費用は、都道府縣の負担とする。

第二十七條 第二十五條の規定による民生委員事務所に關する費用は、市の負担とする。

第二十八條 國庫は、左に掲げる費用のうち、厚生大臣の定める事項に關するものについては、その定める基準に従ひその二分の一を補助する。

一 第二十六條の規定により都道府縣が負担した費用
二 第二十七條の規定により市が負担した費用

第二十九條 都道府縣は、第二十七條の規定により市が負担した費用のうち、厚生大臣の定める事項に關するものについては、その定める基準に従ひ、その四分の一を補助する。

附則
第三十條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第三十一條 民生委員会（昭和二十一年勅令第四百二十六号）は、これを廃止する。

第三十二條 この法律施行の際、現に民生委員令による民生委員の職にある者は、この法律により民生委員を委嘱されたものとする。但し、その任期は、この法律施行の日から三年とする。

第三十三條 この法律施行の際、現に民生委員令による民生委員推薦委員会又は民生委員銓衡委員会の委員の職にある者は、夫、この法律により民生委員推薦会又は民生委員審査会の委員を委嘱されたものとする。但し、その任期は、政令でこれを定める。

第三十四條 生活保護法（昭和二十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第五條中「民生委員令」を「民生委員法」に改める。

第三十五條 兒童福祉法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「民生委員令」を「民生委員法」に改める。

○竹田國務大臣 ただいま議題となりました民生委員法案について提案の理由を御説明いたします。
政府は一昨年九月、從來の方面委員令を廢して民生委員令を制定いたしましたのでありますが、民生委員は生活保護法の保護事務に關しましては、市町村長の補助機關として、その第一線の活動をいたしてまいつたのであります。さらに去る第一回國會において制定せられました兒童福祉法におきましては、民生委員は同時に兒童委員にあてられることになりました。兒童福祉の第一線機關としても活動することになったのであります。このほか民生委員は一般に共同社会の世話役として活動しておるものであります。その職務は現下の社会情勢下におきましては、ますます重要性を増し、國民生活と密接不可分なる關係を有するに至りましたので、民生委員制度を國會の議決を経た法律に基く制度といたしますことが、ぜひとも肝要なことと存ぜられるのであります。以上の見地から本法案を提案いたすこととなつたのであります。

次に本法案の内容を簡単に御説明いたします。
第一に民生委員の選出方法の民主化をはかつたことでありまして、民生委員法の主眼目の一は、いかにして適當なる民生委員を選ぶかにありますので、民生委員の推薦母体たる民生委員推薦会の構成及び選出方法を民主化し、併せて民生委員審査会の構成をも、極力民主化することにいたしました。

第二に推薦会より推薦せられた者が適當でない者であつたり、適當と思わ

れる者が推薦から漏れておるような場合には、都道府県知事は民生委員推薦会に対して再推薦を命じ得ることとしたのであります。

第三に、民生委員の資格要件を明示し、民生委員たるには市町村議会の議員選挙権を有し、人格識見高く、廣く社会の事情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のある者であつて、児童委員としても適當な者についてこれを行わなければならないこととしたのであります。

第四に、民生委員の心構えを明示したしたのであります。民生委員は、常に人格識見の向上と、職務上必要な智識及び技術の習得に努むべきことを示すとともに、民生委員が職務遂行にあつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信條、性別、社会的身分、門地等によつて差別的取扱ひをすることなく、無差別平等に世話すべきことを明示し、またその職務上の地位を、政党または政治的目的のために利用してはならないということとしたのであります。

第五に民生委員の解職規定を設けたことでありまして、すなわち、特別の理由がある場合には、民生委員は任期中であつても一定の手続を経て、これを解職することができるといたしましたのであります。

第六に民生委員の任期を三年としたのであります。

第七に、都道府県知事は民生委員の指導訓練の実施に關し責任を有することと規定し、都道府県は民生委員の指導訓練に従事する専門の吏員を置かなければならないこととしたのであります。

第八に、民生委員協議会、民生委員協議会の常務委員、及び民生委員事務所に關する規定を設けたこととあります。

最後に本法施行に要する費用は都道府県の負担とし、ただ民生委員事務所費用のみを、市町村の負担としたのであります。市町村は厚生大臣の定めるものには、その基準に従つて、これらの都道府県並に市町村の負担した費用に對して、その二分の一を補助することとしたとともに、市町村の負担した民生委員事務所の費用に對し、都道府県もまたその四分の一を補助すべきことを規定いたしましたのであります。

何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○山崎委員長 次に藥事法案の審査にまいります。質疑は通告順にこれを許します。有田委員。

○有田委員 わが國の医制は醫藥分業を建前として制定せられ、また欧米先進國はいずれも分業となつております。かつ醫學、藥學の進歩により、当然分業になることが公衆衛生のため正しいと思うが、政府はこの問題についていかなる考えをもつておられますか、御答弁を承りたいと思ひます。

○久下政府委員 ただいまの御質問につきましては、政府といたしましては、將來長いさきの方針と、今日の社会の事情に照らした現段階における建前とを、若干かえて考へておるのであります。お話の通りわが國におきましては、醫藥分業の方針は、すでに明治初年から確立されておるのであります。今回の藥事法におきましても、こ

の根本原則を変更いたすという考へ方ではないのであります。ただ今日の状況におきましては、御承知の通りに藥局の普及も未だ十分ではありませんし、また醫藥品の生産におきましても、重要醫藥品の生産が必ずしも十分でない実情でありますから、さうな段階におきましては、今日法律に基いて醫藥の完全分業を行う時期ではないと考へまして、從來認められておりました醫師、齒科醫師、獸醫師の調劑權を從來の方針通りにやつていきたい、こ

ういふ考へであります。

○有田委員 しかし、醫者は診療が本分でありまして、藥劑師は藥品について責任をもつておるわけでありまして、政府としては醫藥分業について、將來は醫藥分業になるべきものである、かようにお考へになつておられますものか、將來とも醫藥を分業すべきものでないとお考へになつておりますか、どちらでありますか。

○久下政府委員 將來におきましては、從來の方針の通りに、事情が許しますならば醫藥分業の本則に基づき進めべきである。かように考へておるのであります。

○有田委員 しかば政府は、この醫藥分業につきまして將來とも御努力になる御決意でありますかどうかお伺ひいたしたい。

○久下政府委員 お尋ねの通りに考へております。

○有田委員 醫藥分業になるのが正しいというお考へのようであります。その正しいことが適正に行われ得るやうに醫藥制度を改善することが、民衆の保健のため、また衛生を向上せしめる上におきましても、ぜひ必要であらうと思ふのであります。その点について政府の御所見を承りたいと思ひます。

○久下政府委員 お尋ねの点につきましては、やはり同様に考へておる次第であります。

○有田委員 去る昭和十六年醫藥制度調査会において、醫藥分業問題につき非常な論争の結果、醫師は処方箋を義務發行する。但し從來藥劑師法附則で認めてきた醫師調劑權は、藥劑師法の本則に規定するといふ、いわゆる任意分業の徹底化をはかることに醫師側、藥劑師側ともに意見一致して、その旨を答申した結果、政府もそれを実現することを公約したのであります。今回の藥事法案において、醫師の調劑權を本則二十二條に規定してありまして、政府は當然醫師法において処方箋の義務發行を規定すべきであるとするのであります。この点について政府は御所見を承りたい。

○久下政府委員 処方箋の強制發行によりましては、いわゆる任意分業の実施につきましては、お話の通りに昭和十六年に現在の國民醫藥法判定の當時、醫藥制度調査会から、地域を限りまして、藥局の普及している地域において任意分業をやるべきであるという答申をいただいております。これはお話の通りであります。この問題につきましては、私どもとしても今回の藥事法案を制定することに關連を、また一方におきまして國民醫藥法の全面改正を考へておりまして、近く御提案、御審議をいただくと予定になつております。またその際、法案の内容につきまして御説明申し上げるつもりであります。現在私どもとして考へておりますことは、今日

の事情は先ほども申し上げました通り、藥局が普及しているという事実のみをもつて、任意分業をただちに実施していいという時代でないと思へておるのであります。この理由は、一つには醫藥品の生産の状況が、醫師の必要とする醫藥品が十分に生産配給されておらないという事実があるからであります。また一方におきまして、一般の國民が長い間の習慣で、醫師から藥をもらうことを便利と考へるといふやうなことが、必ずしも一朝一夕に拂拭し得ないところもあると思ひまして、主としてさうな実情から、藥局の普及しました地域における任意分業の徹底という、昭和十六年ごろの醫藥制度調査会の答申も、今日の状況においては、ただちに実行するのが適當でない、こ

ういふやうに考へておるのであります。

○有田委員 公衆の自由な意思に基づく任意分業が、現在十分に行われておる原因は、処方箋が出ないことであると思ふのであります。今日民衆の醫藥に關する知識は非常に向上してゐるのであります。調劑は専門の藥劑師にしておらうことが最も正確だと理解しておるにもかかわらず、処方箋が出ないのは、醫師がその内容を秘密にして、たとえ要求があつてもいへない理由に、ならぬ理由をあげて出さぬこと、かりに出したとしても、高い処方箋料をとられるからであります。この処方箋料をとるといふことは世界にその例を見ないことであつて、すでに政府においても去る昭和九年二月第六十五議會において、処方箋を出すことは診察料の一部である。診察料の中には処方箋料も含むことが正當であつて、処方箋

料はとるべきものでないという答弁を行つておるのであります。はたして処方箋料はとるべきか、とるべからざるものであるか、政府の御所信を承りたいと思ひます。

○久下府委員 ただいまのお尋ねとちよつとはずれますが、先ほど申し上げましたから附け加えて申し上げたいと思ひます。ただいまお話がありまして、医師から処方箋があまり発行されておらないという事実は、一般の医薬制度調査会の審議の席上においても、問題にされたのであります。ただいま私どもとして考えております

医師法案、歯科医師法案におきましては、従来よりより以上に処方箋の発行が行われるように、医師側自身においても大いに考えなければいけないというふうな意見もございまして、私どもとしてもさうような氣持を現わしますために、従来とは処方箋発行に関する規定の書き方を、若干趣をかえて、今案を進めておるところであります。処方箋料を徴収すべきであるかどうかという点につきましては、まだ政府当局といつたしましては確定的な方針を定めておらないのであります。これらをもた医師法に基きまして、医師の医療報酬に關する審議会を設けられる予定に相なつておりますので、さうな場所におきまして、十分各方面の御意見を承つて決定をいたしたいと思ひます。

○有田委員 かつて医師法、歯科医師法及び薬剤師法はそれ／＼制定されていたものでありますが、戦時中統制の美名のもとに、これらはいずれも國民医療法あるいは薬剤師法中に統合規定されたのであります。しかるに問題は今回

の医薬制度改善にあたり、あらためて医師法、歯科医師法のみならず、保健婦、助産婦、看護婦にいたるまでその身分法を制定する方針と聞いておりますが、同じくその医療關係者たる薬剤師については、当然薬剤師法を制定すべしと考えておるのであります。政府の御所信を承りたい。

○久下府委員 薬剤師に關する身分法は、他の身分法と別に制定すべしという考え方にはつきましては、実は厚生省といつたしましては当初さういふことを考へ、關係の方面と折衝をいたしておつたのでありますけれども、いろいろな事情から藥事法として一本にやるのが適當であるという結論に到達したしたので、その中に織りこんであるのであります。しかしながらそのことはただ法律の形式だけのことでありまして、その内容におきましては、先日も申し上げましたように薬剤師の資質を向上し、その任務を十分に達しすような氣持で、いわゆる獨立の身分法をつくりますと同様の考え方で行つてい

○有田委員 法案第六條第二項に規定する薬剤師免許証を更新しなければならぬ理由、また開くところによるものと、医師免許証については、單に所定の事項を毎年届出ればよいことになつておるようでありまして、この点について政府当局はどう考えておりますか。

○久下府委員 藥事法第六條第二項の規定につきましては、これを設けました理由は、主として薬剤師の現状につきまして、常にこれを的確に把握いたしたいというふうな考え方から設けたものであります。その内容の趣旨

は、かような意味合におきまして、免許証という公証力をもちました一つの書類を書きかえるというふうなかつこのやり方だと思ひます。このことは昨日も申し上げましたように、決して薬剤師の身分そのものが、一年ごとに効力を失つてしまふというふうな考え方ではないと思つておるのであります。御引例になりました医師法、歯科医師法につきましては、ただいまの案はお話の通りになつておりますけれども、それとこれとはやや表現のしかたが違つております。趣旨は大体同様のこと

を考へておるのであります。従つてその取扱ひにつきましても、ただいまの本質に合いますような方法をとつてきたと思つております。なお申し落しましたが、この規定をつくりましたもう一つの理由は、薬剤師の業務そのものは、御承知の通りに多分に経済的な面にも關係があるというところであります。薬剤師の免許証を示すことによつて行われまふ業務は相当ございまして、さうなものにつきましては、薬剤師の免許証を年々新しいものにします。このことは前年におきましても何ら事故なくつづいて薬剤師の資格をもつておるのだという公の証明力にもなりまするし、さういふ経済關係の行爲をします上にも、薬剤師の免許を役立たせる上にも、かようなやり方をするのが適當であると思ひます。

○有田委員 自動車の運転手の免許でも五年に一回提示すればよいというところでありまして、薬剤師については毎年やるというところは、非常に煩瑣だと思ひます。大体このことについては医師法と同じように扱ひ、つまりこれを訂正する御意思がないかどうかお伺い

いたします。

○久下府委員 私どももいたしましては、先ほどから申し上げておりますような理由で、本案を提案しておりますのであります。國會の方におきまして、さうな御意見で修正をなされるということでは、強いてこれに反対をいたすものではないのであります。

○有田委員 藥劑師に國家試驗を行ふ理由は、藥劑師の倫理的、學術的水準

同じく学科目を限定しないで、同じように本法律を改めることになりました。

○久下政府委員 お尋ねのような事例

このために遅れておるのでありますからして、数も非常に少いことであります。

りまして、薬局につきまして常に所定の要件にかなつてゐるかどうかといふ

ようなことを、一應は更新の都度、認定をするようにしたいというつもりであります。もちろん多くの場合におきましては、一年経つたからといって、ただちに当然その次の登録が行われないというふうなふうに考えてはおられないのであります。むしろ道に大部分のものにつきましては、毎年十二月三十一日になりますれば、当然また翌年度の新しい登録を受入れ得るといふような扱いにいたすつもりではあります。理論的に申しますれば今申したようなふうに思っているものであります。

○有田委員 病院あるいは病院の場合にはどういふことになつておりますか、伺いたいと思ひます。

○久下政府委員 病院、診療所につきましては、ただいままだ提案いたすまでに固まつておりません。大体の考え方は、一旦許可を受けましたれば、この許可は特別な事故が発生して取消しをされるまでは続々とというような取扱いにいたすつもりであります。

○有田委員 大体医師法案は私どもの手もとに案として、まだ上程はされていませんが、頂戴いたしているのではありませんが、大体薬局も医院も同じく扱うべきものであると、私はかように考へるのであります。本委員会におきまして病院、診療所と同じような届出に薬局の登録を改めるといふことについて、政府として御異存がないかどうかを承りたいと思ひます。

○久下政府委員 その前に、手数料をなぜとるかという点についての御質問にお答えをいたしておきたいと思ひます。手数料は、かようなことをいたしますためには、相当、やはり事務上の

○有田委員 御趣旨はわかつたのであります。目下行政整理という点について各党ともにやかましく言つておるときでありますし、行政整理の面からいいますと、当然煩瑣なことは省くのは至当だと考へておるし、また同時に病院、診療所と薬局とは違つていふ政府の御答弁であります。今まで何十年間、こういう毎年登録というとはなかつたのであります。取締り

○有田委員 御趣旨はわかつたのであります。目下行政整理という点について各党ともにやかましく言つておるときでありますし、行政整理の面からいいますと、当然煩瑣なことは省くのは至当だと考へておるし、また同時に病院、診療所と薬局とは違つていふ政府の御答弁であります。今まで何十年間、こういう毎年登録というとはなかつたのであります。取締り

○有田委員 御趣旨はわかつたのであります。目下行政整理という点について各党ともにやかましく言つておるときでありますし、行政整理の面からいいますと、当然煩瑣なことは省くのは至当だと考へておるし、また同時に病院、診療所と薬局とは違つていふ政府の御答弁であります。今まで何十年間、こういう毎年登録というとはなかつたのであります。取締り

○有田委員 本問題につきましては、さうに検討いたしました。政府当局の御意見を伺いたいと思ひます。この問題は留保いたします。さらに法案第二十六條、第二項に、医薬品製造業者の登録を更新しなければならぬ理由、またその際手数料をとる理由は何であるか、單に毎年届出ることによればよいと思ひますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○久下政府委員 この二十六條の医薬品製造業者の登録につきましても、ただいまの薬局の登録と全然同様の趣旨でございます。まだもちろん確定はいたしておりませんが、この登録の基準につきましても、いろいろな面から登録を受けるに必要で、最小限度の基準というものが、薬事委員会によつて決定され、厚生大臣に建議されることになつております。さうな各條の條件が常に充たされておることを確認をいたします。また製造業者自身につきましても、さうな面に關心をもつていただくために、薬局の場合と同様にこの規定は考へておる次第であります。

○有田委員 法案第二十七條第一項但書において、その本質が専任の薬剤師の管理を必要とする医薬品について、その製造につき他の技術者になさしめることができる規定してありますが、このような取扱いをする医薬品とは、大体どういふものを指すのでありますか。

○久下政府委員 具体的な事例をもつて例示的にお答えを申し上げます。たとえば医薬部外品が今度御承知の通り医薬品として扱われることになつてお

○有田委員 法案第三十三條において、厚生大臣の指定した医薬品は、厚生大臣の指定した者の検査に合格しなければ販売はできないと規定してあるが、この医薬品とは大体どういふものを考へているか、またその検査機関としてどういふものを指しているか、伺いたいのであります。

○久下政府委員 第三十三條で考へております医薬品は、たとえば現在すでに実施しております各種の血清ワクチン類でございます。検査をいたしておりますので、当然これを指定していきたくと思つております。さらにスルファミンであるとか、ベニジリンであるとか、さうなものをこの規定では予想いたしているものであります。

○有田委員 法案第四十一條第七号及び第四十四條第七号による厚生大臣の指定するスルファミン等は、今後公衆が自由に買えなくなるのであります。が、今日一般スルファミン等は、公衆が最も常識として知つてゐる医薬品であり、かつそのために早期に疾病を治療するに役立つものであると考へて、これを一々医師に診てもらわなければならぬといふことになると、医療費に悩む公衆に、より大きな影響をもちますことになつてゐると思ひます。大きく考へなければならぬ問題と考へてゐるのであります。一体政府はどの範圍のものを指定するつもりであるか、また

○有田委員 法案第三十三條において、厚生大臣の指定した医薬品は、厚生大臣の指定した者の検査に合格しなければ販売はできないと規定してあるが、この医薬品とは大体どういふものを考へているか、またその検査機関としてどういふものを指しているか、伺いたいのであります。

○久下政府委員 第三十三條で考へております医薬品は、たとえば現在すでに実施しております各種の血清ワクチン類でございます。検査をいたしておりますので、当然これを指定していきたくと思つております。さらにスルファミンであるとか、ベニジリンであるとか、さうなものをこの規定では予想いたしているものであります。

○有田委員 法案第四十一條第七号及び第四十四條第七号による厚生大臣の指定するスルファミン等は、今後公衆が自由に買えなくなるのであります。が、今日一般スルファミン等は、公衆が最も常識として知つてゐる医薬品であり、かつそのために早期に疾病を治療するに役立つものであると考へて、これを一々医師に診てもらわなければならぬといふことになると、医療費に悩む公衆に、より大きな影響をもちますことになつてゐると思ひます。大きく考へなければならぬ問題と考へてゐるのであります。一体政府はどの範圍のものを指定するつもりであるか、また

○有田委員 法案第三十三條において、厚生大臣の指定した医薬品は、厚生大臣の指定した者の検査に合格しなければ販売はできないと規定してあるが、この医薬品とは大体どういふものを考へているか、またその検査機関としてどういふものを指しているか、伺いたいのであります。

○久下政府委員 第三十三條で考へております医薬品は、たとえば現在すでに実施しております各種の血清ワクチン類でございます。検査をいたしておりますので、当然これを指定していきたくと思つております。さらにスルファミンであるとか、ベニジリンであるとか、さうなものをこの規定では予想いたしているものであります。

○有田委員 法案第四十一條第七号及び第四十四條第七号による厚生大臣の指定するスルファミン等は、今後公衆が自由に買えなくなるのであります。が、今日一般スルファミン等は、公衆が最も常識として知つてゐる医薬品であり、かつそのために早期に疾病を治療するに役立つものであると考へて、これを一々医師に診てもらわなければならぬといふことになると、医療費に悩む公衆に、より大きな影響をもちますことになつてゐると思ひます。大きく考へなければならぬ問題と考へてゐるのであります。一体政府はどの範圍のものを指定するつもりであるか、また

○有田委員 法案第三十三條において、厚生大臣の指定した医薬品は、厚生大臣の指定した者の検査に合格しなければ販売はできないと規定してあるが、この医薬品とは大体どういふものを考へているか、またその検査機関としてどういふものを指しているか、伺いたいのであります。

指定する場合に、どういふ方法をとられるのであるか、承りたいのであります。

○久下政府委員 これによりまして指定をいたします範囲につきましては、昨日医務局長からお答えを申し上げた通りでございます。薬事委員会の御意見によつて具体的な範囲を決定したいと思つてゐるのであります。事務的にたゞいま例示的に考へておりますことは、両極端における注射液においては、当然指定をされるものと思つております。また一方において各種の軟膏類、あるいは固みつき、点眼剤といふような程度のもは、当然指定をされるものといふような程度に考へてゐるのであります。その間のものにつきましては、いかなるものを指定するかといふことについては、十分各方面の学識経験者のお集まりをいただきたい。その上で決定をいたしたいと考へております。

○有田委員 薬事委員会の研究といふような、そんな漠たる答弁でなくして、一体どの程度のものを指定するか、すでに政府としては現状取締りをしておつて、ある程度の御方針もあるはずだと思つてゐます。そういう答弁でなく、スルファミンについてはスルファダイアジン、あるいはスルファメチン程度のもは指定する、見ルファチアゾール以下のもは指定しないといふような、はつきりした御方針を承りたいと思つてゐます。

○久下政府委員 はつきりしたことを言へといふお話であります。この問題は私から申すまでもなく、いかに決定されるかといふことは、いろいろな

面から重要な影響を來すものと思へております。こういう所でも私どもが、ただ單に考へてゐる程度のことを申し上げるということでは、かえつてさうな方面に対する影響からも適當でないと考えますので、御不満ではありまじうけれども、私どもの最も率直の考へは、十分薬事委員会において御審議をいただいた結果によつて決定することと、何ら変更はないということとで御了承をいたしたいのであります。

○有田委員 重大な問題であります。ゆえに、この際はつきりしておきたいのであります。政府の御答弁は重大な問題であるから答弁をこの際はつきりしない。かようなお話であります。私どもは國民を代行して重大な問題であるからこの際はつきりしておきたい。特にいふ／＼巷間傳へられてゐるところの問題でありますけれども、わが日本は終戦後非常に混亂いたしております。特に経済的に國民は非常に困つてゐるのであります。占領しておられますアメリカの場合と違ひまして、われ／＼被占領國である日本は、経済的にも、社会的にも、今日非常に混亂した状態にある。しかもその國民が安價に藥品を手に入れるということ、最も必要なことであります。この点につきましては、私はむしろこの際、重大なる問題であります。ゆえに、單に厚生大臣の指定するといふような漠たる問題でなく、法律はさういふ法律でありまして、政府のはつきりした御所信を伺いたい。國民が幸福になるゆえんのものをお考へになつて御発表になるべきであると思へます。いかに考へましようか。

○久下政府委員 重ねてのお尋ねであります。けれども、私から申すまでもなく、今御指摘のような關係、今日の状態におきましては、國民がなるべく安易に疾病の治療ができるようにしようといふような考へ方は、もちろんこの問題を決定いたします上に、考慮いたさなければならぬものと思つてゐるのであります。また一面におきまして、この種の製剤の医学的な方面から見た影響といふようなことも、また反面の理由として考へていかなければならぬので、これらの問題につきましては、まだ若干学問的にも意見のある部分があるやに承知いたしております。さういふ意味合ひから、今日ただちにこの機会におきまして、私どもの口から具体的な事例を申し上げることは、差控へさせていただきますと思ひます。

○有田委員 政府がいやしくも法案を出して、具体的な事実が説明できないといふような、そんな答弁ではわれわれは絶対に納得できないのであります。今政府委員から藥品についての御意見がありましたから、ここでスルファミンについて東京大学の石館教授の意見を申し上げてみたいと思ひます。スルファミン誘導体は劇物扱とすべきか否か。

七、八年前スルファミンが日本藥局方に取上げられたとき、一應この問題が委員会で議論された、中毒量と藥用量との開きがきつて大ききもので、これは普通藥として取扱うべきものと規定されて今日に至つてき見され、治療界に君臨してからは十年になる。初めて出現した當時未だ

その使用その法や性状が明らかでなかつた當時、乱用されたり、市場に粗悪品も出現した結果、まゝ中毒の事件も起つた。現今スルファミン類は自然淘汰され、副作用少い進歩したスルファミン剤が出現し、粗悪品や副作用の強いものは影を没してゐるし、今後ますます進歩するであらう。

現今本邦で生産が思うに任せぬ現狀でも、優秀なスルファミン剤の生産は月産二十トンを下らぬ。感染疾患治療薬として大衆に親しまれ、その恩恵はきつて大なるものがある。これが今日になつて医師の診断書によつてのみ入手できる劇物扱いの藥物とするとは、民衆の福利にとつてゆゆしい問題となる。米國においても現在三分の一の洲において、医師の指示によつて使用すべしとなつてゐる由であるが、これはむしろ過去の事象であつて、今日はこれを解除すべき時代となつてゐると思へる。今日民衆にきつて親しまれ、かつ普及して、使用量も年々増加してゐる実情において、弊害がますます増加しつゝあるか、私どもはそうとは考へられない。弊害が減少し、福利が増加してゐることは確実でないだらうか。

一、民衆が使用して大きな弊害があるか、一部の論者はスルファミンの使用を誤ることによつて、細菌が抵抗性を増して治療が困難になるだらうと説くものがある。この論は一應科学的根拠があるように見える。確かに試験管の実験においては、ある種の菌については、藥物と長く接触させることによつて一種の抵抗を

生ずることが証明されてゐる。これをただちに人体の場合に推類することは跳躍である。臨床的にこの事實は未だ確証されてゐない。元來は化學療法剤は、体内における菌の増殖と藥物の抑制作用の競争である。適當量使用することが要請される。しかし醫師が使用したから菌の抵抗力が増大しないし、素人が使用した場合はその心配があるといふことは成り立たない。藥物についてある程度の使用法を守れば、何ら心配はないはずである。スルファミン剤は元來毒性のきつて弱きものであり、ある程度の使用法の指示さえあれば、一般に使用させて差支ないものである。もちろん人によつて特異體質的に中毒に敏感な人があるやうであるが、輕い副作用が前驅して來るから、きつて亂暴に使用せざる限り、生命に危険はないであらう。

要するに現在副作用の少い優良なスルファミン剤が出現し、かつ民衆がこの良薬によつて、きつて大きな恩恵を享受し、普及に従つて、弊害がかつて減少しつゝある今日、民衆の利用を制限せんとする今回の原案は、時代に逆行する。憾みがある。ひいてこれを強行するとすれば、他に科学的ならざる政治的意圖を疑はしむる。

かように東大の石館教授は言つておられるのであります。私どもは少くとも現状におきまして、スルファチアゾール以下のスルファミン剤につきましては、當然厚生大臣が指定すべきでないと思へるものであります。もしも半頭歩を譲りまして、もしもスルファチアゾールが遂にきかなくな

つたというようなことをかりに想定いたしまして、さらに進んだベニシリンとかまたいろいろな薬品があるものでありますからこの程度のもは厚生大臣の指定にしないという範圍を、重大な問題でありますから、はつきりお示し願いたいと思っております。

○久下政府委員

ただいま御朗読になりました石館教授の御意見が、たく拜聴いたしましたのであります。私どももいたしまして、さような御意見が、ありますからこそ、実はこの問題につきましては、きわめて慎重なる考慮をいたさなければならぬと思つておる次第であります。ただ御指摘の中にあります抗酸性を與えることは是非につきましては、いろいろと御意見があるようであります。ただいまの御意見によれば、むしろ反対にさういふことではないというふうにとれる御意見の発表であります。またしかしながら私どももいたしまして、この規定を設けましたのは、さういふことがあり得るということを考えまして設けておるのであります。もしも御指摘のよう

に、さような懸念がないといたしますれば、具体的には規定するものが出てこないというふうなこともなり得るわけでありまして、はなはだ詭弁的な言ひ方でありまして、私どもとしてはその辺のことを十分、個々の薬剤につきまして、各方面から専門の方々の御意見を伺つた上で決定をいたしたい、かように考えておるのであります。

○有田委員

本日は厚生大臣も医務局長もおられませんか、いざれあらためて御質問申し上げたいと思つて、特にこの問題につきましては政府

の方でも今しばらく関係當局とも御折衝願つて、この点はつきりした御方針を当委員会にお漏らし願いたいと思つてあります。私の質問は後刻厚生大臣その他が出席しました場合に留保いたしまして、本日はこれにて質問を終ります。

○山崎委員

御原(亨)委員 本日は本法案につきまして逐條的に数項にわたり質問を申し上げたいと存する次第であります。最近聞きますところによりまると、厚生省におきましては医薬品、用具等に関する行政部門といたしまして、用品局をおつくりになるといふお話であります。この用品局の名称につきましては、一部において薬務局という御主張もあるがごとく承るのであります。本法案の第二條にございます薬事というところを、かかる範圍のものとしたましますと、用品局という名前を薬務局という名前になさる御意見はございせんかどうか、まず承りたいと思つております。

○久下政府委員

新しくできます局の名称につきましては、いろいろと御意見があるようでありますが、ただいまのところまだ最後の決定に至つておりません。御質問のような御趣旨も十分考へておきまして、薬務局あるいは薬務局というふうなことで、現在は薬務局という仮称で進んでおるようであります。最後の決定につきましては、ただいまの御意見等を尊重いたしまして、十分検討した上で決定したいと思つております。

○御原(亨)委員

次にこの法案のうち、薬剤師の身分と考えられるものが規定されておるのでございするが、

医師法、歯科医師法におきますがごとく、薬剤師法を独立して別におつくりになり、その方では薬剤師の身分をはつきりおきめくださるわけにはいけないのでありますか、その理由を承りたいと思つております。

○久下政府委員

薬剤師に関する身分法として独立してつくるというところにございまして、先ほど有田委員の御質問に対してお答えした通りであります。私といたしましては、さような考慮をいたしたことはございするが、結局におきましていづれにしてもこれは法律の形式の問題であるといふような考え方で、本法案の中に一括して取入れてあります。しかしながら取入れましても、結局独立して薬剤師法をつくりましてと同様の考え方で、取扱いはいたしておるつもりであります。

○御原(亨)委員

先ほどの有田委員の御質問に対して、当局のお話によりますると、調剤権といふものは、理想的な形におきましては、薬剤師にこれを委ねべきものであるといふ御意見があつたように承つたのであります。しかしながらたとえ医師法におきましても、医師は診療を希望された場合にはこれを拒否することなしに、いつまでもこれに應じなければならぬといふ、いわゆる法上の義務があるものであります。薬剤師は薬剤の調剤を依頼された場合に、これを拒否し得ないという法律をつくる必要があると私は思ふのであります。殊に医療分業をするという場合には、薬剤師の所へ処方箋をもつてまいりまして、薬剤師は勝手氣ままにその調剤を拒否することができるといふふうであれば、私は何によつてはほんとうの医療

を遂行することができるといふことを疑うのでございまして、薬剤師にも調剤を拒否することができないといふ、強制的な法案をつくるべきだと思つております。その点についての御意見を承りたいと存じます。

○久下政府委員

薬剤師が調剤の求めに應じなければならないという調剤義務に関する規定は、現在の藥事法には設けられておるのであります。私どもも当初は本法案に同様にその規定を踏襲して設けておつたのであります。が、いろいろ審議をいたしておりますうちに、さような規定は、置いても置かなくとも、結果においては同じことであるといふようなことから、法文の面からは一應削除されたこととなつておるのであります。しかしながら、実体的には御指摘のようになり、私どもとしては調剤の求めがあつた場合に、これを拒むやうなことがあることは適當でないと考えておりますので、もしもかようなことで問題が起るやうなものにつきましては薬剤師の行政処分といふやうな方面におきまして、十分処置ができるものと考へ、さやうな面におきまして、事実上調剤義務の規定があると同様な結果を來しますようにはいたしたいと考へておるのであります。

○御原(亨)委員

先ほど有田委員の御質問中に、医師が処方箋を取るといふことについては矛盾があるといふやうなお話でございしましたが、私どもの考からいたしますと、現今の医師の診療料そのものが非常に低廉でございまして、その低廉なる理由は調剤による一種の利益をこれに計算して考案したとして、そして診療料といふものを低廉にいたしておるわけにござい

て、その点につきましてはいろいろ意見があるところでございするが、それは別といたしまして、禁煙傳へられておるところによりまると、調剤の公開というところを盛んに言つておられる向きがあるのであります。しかしながら私どもも考へますところによりまると、すでに新たにできましたところの医師法におきましても、医師が診療をしたときは、本人またはその保護者に対し、療養の方法、その他保健向上に必要な事項を指導しなければならぬといふ項目がはつきりあるのであります。決して医師はその処方あるいは医療について、これを秘密にしておるわけではないのでありますけれども、患者を治しますという上におきまして、むしろこれは患者には秘密を要するものと私どもは思つておるのであります。患者の家庭あるいは附添には秘密を要しませんけれども、患者には秘密を要するものと思つておるやうな問題に処方箋を公開するといふやうな問題につきましては、一体処方箋の内容を何にたしまして、その処方箋の内容を何によつてたがが判断するのでございするやうか。素人がこれを見ても何らわからぬことが多いのでございまして、私どもはむしろ調剤に対しては処方箋発行に際しましては、これを厳重なる封緘を附しまして患者に見せないうにしまして、さうしてその封緘のままこれを薬剤師にもつてまいり。薬剤師は封緘ある処方箋につきまして調剤の義務がある、さういふやうなべきものであると私は考へておるのでございするが、この点に対して当局の御意見を承りたいと存するのであります。

○久下政府委員 処方箋を公開すべきものであるかどうかということにつきましては、お話の通りいろいろと御意見のある点であります。私も同意いたしました。今御指摘のように、患者自身には処方箋の内容を知らせないというふうなことの利益である場合もあるかと考えております。そういう意味におきまして、その程度にまた考えておるのであります。その問題は法律の表には出ておらないこととありますので、実際の取扱いにおきまして解決をしていきたいと思つてゐるのであります。

○榎原(幸)委員 第二條の第四、それは第三に「人又は動物の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされてゐるもの」ということがございまして、身体構造又は機能に影響を與えることが目的とされてゐる」といふのは、具体的にどんなものをお考えになつておられますか。その次の第五のところに「この法律で「新医薬品」とはその化学構造式、組成又は適應が一般には知られていない医薬品をいう」とあります。その適應が一般には知られておらないという意味はどういう意味でありますか、承りたいと思つてゐます。

○久下政府委員 第一の「人又は動物の身体構造又は機能に影響を與える」といふものにつきましては、事例をあげようというお話であります。たとえば医薬品外品として扱われておりました脱毛剤というものを考えておるのであります。それから新医薬品の定義に「一般には知られていない」といふ言葉がありますが、これについてのお尋ねでございます。これはあるいは書き方が不適当であつたかもしれま

せんが、私もとしては専門の科学者に一般的に知られていないというふうな解釈をとりたいて思つておるのであります。

○榎原(幸)委員 毛を染めるとか毛を抜くということが、身体構造又は機能に影響を與えるものとは私は思はなないのであります。そういう御解釈であれば、速記にそういうふうにお載せくださるならば結構だと思つてゐます。また一般に知られていないということが専門家に知られていないということに解釈するならば、速記にはつきりその由を御記載くださいましたれば結構であります。

次に第七の「この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し」とございまして。法律にかくこと言葉を使つたのは初めてだと思つてゐますが、だれに對して魅力を増すのであるか、そのことをはつきりお答え願ひたいと思つてゐます。(笑聲)

○久下政府委員 この定義はさきわめて常識的に書いてあるのであります。別にだれに對してというふうなことは考へておりません。化粧品というものはただ単に清潔にし、美化し、容貌をかえるというだけなく、いわゆるここにあらうような、魅力を増すために使われるものがあるという意味合いにおいて書いておるのであります。

○榎原(幸)委員 第二章の最後の項にありますが、この免許証の更新につきまして、手数料を納めるといふことにつきまして、手数料は有田委員と同意見でございますが、この場合に手数料とは具体的にどれくらいを納めるといふことをお考えになつていらつしやい

ますか、具体的額をお示し願ひたいと思つてゐます。

○久下政府委員 この手数料の額につきましてはまだ確定的にきめておらないのであります。先ほどから申し上げておりますように、いわゆる行政手数料でありますので、一般の觀念に従ひまして、できるだけ安い金にきめたいと思つておられます。

○榎原(幸)委員 だいたい麻薬の証明書をとりまうときの手数料につきましても、あまりに高價に過ぎて、ただこれが高價の事務上だけとは考えられないくらい高價だと私も思つておるのでございまして、この手数料につきましても相當の御考慮をお願いしたいと思つてゐるのであります。

第十三條の學說試驗並びに實地試驗の問題でございますが、文部省當局にお尋ねしたいのでございまして、現在いろいろ議論になつておられます。この医薬分業の件につきましても、もしも医学教育におきまして、薬学あるいは薬学専門学校の課程の一部分を教員に任せますならば、假にこれらの實力を養ふことができると思つてゐるのであります。ここに富山薬専と東北帝大附屬医専との、授業の科目並びに時間がございますが、これを見ますと薬学専門学校の修業課程の中には、薬を製造いたしますとが、薬の性能を檢定いたしますとかいふ科目に必要な教育に、大多數の時間をとられておるのでございまして、單に薬を調劑するとか、あるいは薬の性質をわきまえてこれを應用することについては、あまり時間がとつてないのであります。もしもさういふいたしますならば、医学専門学校の教育課程中、これら医師が

調劑するに必要な知識を涵養するため、時間を繰入れますならば、ここに一筆にして医薬分業の論争は止ると私は存じておりますが、この点について厚生省並びに文部省の御意見はいかがでございますか、承りたいと思つてゐます。

○久下政府委員 かなり専門的の面に対する御質問でございます。御質問に對する答へとして適當であるかどうかをおそれるのであります。私も、私どもといたしましては、医薬品の調劑といふことは、ただ單に調劑を學んだだけで、できるものとは考へておらないのであります。薬学に關する各種の學問を總合して初めて調劑ができるものと考へておる次第であります。

○米原説明員 お答え申し上げます。ただいま御質問にありましたように、薬学専門学校の調劑に關する學科をあげてみると、大体實習時間を含めて七百時間なのであります。それから現在在學中である薬劑に關する時間数をあげてみますと、これは初め四年制であつたのが昨年から五年制になつたので、多少その時間に関きができてまいりましたが、薬理學の中に含まれてゐるものが、およそ二百時間くらいになる見當であります。そのほか生理學、生化學を医学専門学校の第一の科目として時間を計算しておりますが、その中で薬理學に關するものは、かりにこれを合せましても約百時間ないし百五十時間見當ではないかと思つてゐます。そういたしますと、現在在學専門学校の方面では約三百五十時間で、その倍にあたる七百時間を藥専の方ではやつておるといふふうに、大見當として考へていいとか

思ふのであります。その場合にお話のよう、医学教育の中に現在在學中であつておるような調劑關係の學科を加えて、さらに現在の時間を減やしていくことができないかどうかという点につきましては、医学につきましては現在の時間でもすでに相當時間が過多になつております關係上、どの程度までそれを入れることができるかについて、現在専門家をわすらわして十分に研究いたしませんと、ただいま正しく御返答申し上げることができないかと思つてゐますが、その点につきましては十分研究をいたしたいと思つてゐます。

○榎原(幸)委員 だいたいまのお話によりますと、今厚生省當局では調劑については、調劑學だけではいけないといふお話でございますが、私の申しましたのは、調劑學だけに限定したのではなく、調劑に必要な學問でありまして、調劑學だけを限定したのではないのであります。まただいたいまの文部當局の御答へによりますと、約二百時間と申されますが、私が調査いたしました東北帝大附屬医専の修業課程上からまゐりまして、そのうちのどれをおとりにしまして二百時間という計算が出ておりますか、具体的な學問の科目についてお話を聞きたいと思つてゐます。

○米原説明員 だいたいまお答え申し上げます。昭和二十一年の七月に四年制の終戦後における医専の新しい課程ができました。現在、薬学におきましては薬理學の授業總時間数、これは四年間の總時間数でございますが、百四十時間といふことになつております。これは毒物學も含むことになつております。そ

りますが、薬剤師も同様な立場にたいて、みずから調剤をしなければならぬと解釈してよろしいと思いますが。

○久下政府委員 そのことは二十三條の本文から当然に出てくると考えてやるのであります。薬剤師でないものでも全然調剤をすることができないのであります。但書で除かれまじした者以外は、全然調剤ができないから、必然的にみずからということを書いたのと同じ結果になると思ひます。

○棚原亨(委員) 第二十七條の二の項の、生物学的製剤とはどんなものを指すのですか。

○久下政府委員 各種の血清予防薬のワクチン等を指しておるのであります。

○棚原亨(委員) 第三十四條に誇大廣

は、記載をしてはならないというお考
は、誇大な記事を廣告し、「という、虚偽又は
また、誇大なる記事とは、どういう意
味でありますか。公定書または日本藥
局方にあげられましたもの以外のもの
は、記載をしてはならないというお考

に非常な重大なる問題となりますので、当局のはつきりした御答弁をお願いしたいと存じます。

○久下政府委員　虚偽または誇大な廣告につきましては、大体御引例のよう

に公定書に転載されている医薬品については、公定書に掲げてある事項以外にわたることは廣告してはいかぬことになつております。その他のものにつきましては許可を受けるのであります。その許可を受けた範囲外のものに

わかれで廣告することは禁止されるのであります。

ら、厚生大臣の指定するズルファミンとを繰返しております。かのごときこととを繰返しております。その婦人にあるところの淋菌は、どうしてもズルファミンに對しては抵抗力、消毒力がなくなつてしまふ。そこでこれと關係した方がありまして、もしも淋菌にかかりましたら、ズルファミンに對してどうしても直らない淋病が起つてくるのであります。殊にこれはベニシリンの範圍においても同様なことが見られるのでございまして、私もズルファミンとベニシリン、ストレプトマイシンの特性を云々して、これを市販に供してはならないということに、これをただいま申し上げたような自由な市販にましますときは、経済、その他の事情から、ついその使用を間違えて、これを簡便的に用いますれば、かのごとき災害は著しく起つてくるのであります。わが國においては未だベニシリン、フエストの状態は見ませんけれども、ズルファミンに關しては、少くとも花柳病に關する限りは、はつきりとこの証明並びにこれが實際のこととがわが國においても行われており、また外國においても、先ほどお話し申し上げましたように、十数年前にドイツの学界において、ミュンヘン、ウオツヘンシュリフトによつて發表されておりました。このことを知らないで石館博士が、先ほど有田委員が申されたような暴論を吐かれた、これをこの國會の何もしらない議員の間に、それを引用されるというにございまして、私は異議があるのにとおきめになります。この當局の御意見でございますから、それはそのときに譲りましてよいのでございまして、

が、少くともこの事実があるということとを、皆様方よく御承知を願いたいのでございまして、また当局におきましてこの点をよく御留意を願いたいと思つてございまして、殊に今度出ます性病予防法第三條に、何人も性病にかかつたときには、速やかに医師の治療を受けなければならぬというのを法律をもつて規定される。私は存じておるものでございまして、花柳病にかかりました者が、医師にかからずに賣薬や藥劑師のところに、行つて、勝手氣儘に藥をもらつて、ことになりまして、性病予防法の第三條に違反することになるのであります。この点に對しての當局の御見解を私は承りたいと思つてございまして、

○久下政府委員 まず最初の御意見がございまして、私ももといたしましては、ズルファミン製剤、ベニシリン等につきまして、かような規定を設けました趣旨は、御指摘のように菌に對して抵抗力を興えるというやうな弊害を、まず第一に恐れておるからであります。現に省令のないものにつきましても將來さうなもの起り得る可能性が理論的にあるということを考へまして、この規定を設けておるのであります。さうな意味でありますので、十分これらの点から、あた同時に先ほど有田委員のおつしやつたやうな、他の理由等も併せて考慮する必要があると思つております。そういう各方面の点から慎重に検討をして、その上で決定をいたしたいと思つておる次第であります。それから性病予防法との關係についてのお話であります。私まだ性病予防法の内容を具体的に承知し

ておりませんので、ただいまのやうな規定がありますかどうかはつきり記憶をいたしておりませんが、もしもさうなことになるならば、むしろその方の關係から、性病患者につきましては、当然医師の指示または処方箋によりまして、この種の藥劑は使はれることになると思ひますので、決して矛盾もなく運用されていくことを考へます。

○榊原(幸)委員 第五十三條に藥事委員會の建議に基きということがございまして、厚生大臣あるいは關係當局が、藥事委員會に諮問することができないのでございまして、建議をまつだけでございまして、その点についてはつきりした点をお伺いしたいと存じます。

○久下政府委員 もちろん事實上諮問をいたしまして、その上で建議をしていただくという場合が相當あるものと考へておるのであります。

○榊原(幸)委員 第六十六條以下にある問題でございます。これは私の法案の研究が足りないかとも存じます。が、現下ございまして藥種商並びに販賣業者、これは藥劑師にあらざる販賣業者、これらの者は、この法律が出来ますと、六箇月経ちますればその權利を喪失するのでございまして、か、この点御教示をお願いしたい。

○久下政府委員 六箇月経ちますと、當然に權利を失うというやうな意味に考へておるのではないのであります。考へ方は一應六箇月間の猶予期間をおけば、六箇月経ちましたならば、今回ほとんど大部分が登録に変わります。登録の一定の基準に合いましたものは、そのまま登録を受入れることになると考へております。登録に合いませんものは、必要な條件を見出すことによつて、ただちに登録は受け得るというものでありますから、實際問題としてかような規定の結果、今やつております看板を失うというやうなことは、あまりあり得ないと考へております。

○榊原(幸)委員 ただいまお話ししました藥劑師にあらざる藥種商、あるいは販賣業者と云ふやうなものは、非常に零細であつて、殊に引揚者その他被災者が、多くこの中にあるのでございまして、この問題につきましては、特に温情溢るる法の御解釈をお願いしたいと存する次第であります。終ります。

○榊原(見)委員 私はこの藥事法が非常な重大な問題として、今藥種商の關係においても、あるいは藥劑師あるいは醫師會に對しまして、非常にこの重大な問題としてセンセーションを與えておるということは事實なのであります。この藥事法がなぜこのやうに重大な關心をもたれておるかとも私どもが考へました場合に、先ほど有田委員あるいは榊原委員からいろいろと意見がございまして、要するにこの法律が藥事に関するものである。すなわち「藥事を規整し、これが適正を図ることを目的とする」ということが、まずこの藥事法の目的であると明示してあります。さういたしましたならば、單にこつたやうな内容から考へまして、こゝに特殊な藥劑師に關する立法がなされるのが至当である。この場合に藥劑師を單に醫師法の中に置くべきではないということが、當然に考へられ

るべきではないかと思ふのであります。もしここに薬劑師法が別に確立されれば、ここに医師の診療権と、薬劑師の調劑権、この両方が独立をしまして、両者が一体となつていくということになりましたらば、この薬事法の中において、あるいは調劑権の問題について、いろいろ問題が起ることは無いと思ふのであります。そういうのはつきりした立場において、両方とも現在の実情に應じて運用されていくことが当然であると私は考へるのであります。先ほどの政府の答弁によりまして、薬劑師法はすぐあとにつくる意思はないという御意見でございました。しかしながらこの薬事法の根本をまず私どもが考へましたときに、ここにはつきりと薬事法がつくられて、薬事法に関するところのみが、これに規定されたならば、決してかくのごとき社会的な問題を起すことは絶対にないであらうというように私は考へるのであります。殊に現在までこうした薬事法に關しましては、薬劑師に關する限りは何となくそこに医者の附隨的な考へをもつておりました。こういうふうな考へられることは、薬劑師側として非常に遺憾であるというところが指摘されております。しかも民主化をはかるというところについても、その運営はあくまでも平等な立場において考へるべきではないかと私は考へまして、まずこの薬事法というものが、ここに根本的に修正されるべきではないかというところを、この問題に關する大きなセンセーションからいたしまして、も痛感する次第であります。私はそう考へまするがゆゑに、殊にこの第二條の中において「薬劑師とは、主として

医薬品の調製、鑑定、保存、調劑及び交付に關する業務を行ふ者」と規定されておられますが、現行の薬事法には、はつきりと「本法ハ藥事衛生ノ適正ヲ期シ」をこの明示されておるのであります。そういったまゝと、藥事、衛生というふやうなことがさらにここに削除されておる。これは要するに藥事に關することであつて、薬劑師本来の藥事、衛生という、社會一般に對するいわゆる藥劑師の使命の根本がここに忘れられておる。こういうことから考へても、私は「ここに薬劑師法というものが獨立して、その身分が保障されるべきものであると考へますが、この字句がここにござらに除かれまして理由をお聴きいたします。

○久下政府委員 第一は、薬劑師法を獨立せしむべきであるというお話でございます。この点につきましましては再三お答えを申し上げておりますように、いろいろとそういう点については、私どもとしても考慮をいたしたことは事實であります。一面から考へますと、この薬事法案をこらんといたしまして、御了解をいただきますように、薬劑師といふものは、藥品の製造あるいは販賣等の面に至るまで、藥事に關する限り非常に關連の多い、しかも最も重要な人的な存在であります。さういふ意味合いにおきまして、この法案の重要な部分を占めるものとして、本法案に取上げることも必ずしも不適当というところはございません。考へるのであります。いづれにいたしましても薬劑師の身分法を獨立せすかどうかというところにつきましまして、簡単に申しますれば、その便宜というやうな点も考へられる。理論的、

必然的に獨立させなければならぬというやうなことはないように思つておるのであります。むしろ先ほど申し上げたやうな意味から、一括して規定する方が便宜の場合も多いように考へられる次第であります。

次に薬劑師の定義についての御尋ねであります。実は私も御尋ねのことと同様に考へておる次第であります。ただこの法律で薬劑師といふものは、先ほど申したやうな意味において、この法律において最も主要な存在であるという意味から、この法律に關係のある面において薬劑師の定義をいたしておるのであります。さういふ意味から、「主として」というやうな言葉を附け加へましたのもこの意味でございます。して、薬劑師の任務、これをもつて足れりと思つておるのではなく、また現に一般の任務において、薬劑師がこれ以外の面において、一般公衆衛生の方面に盡力していただいております点も十分承知いたしておるのであります。さういふ考へ方から、この法律に關係のある薬劑師の任務を、「主として」と書いておいた次第であります。

○齋藤委員 ただいま薬劑師の身分法をつくらない方がよいであらう。その理由は、いわゆる藥事に關するがゆゑに、便宜上それがよいのである。こういうやうな答弁でありましたが、それは私ははなはだ遺憾にたえないと思つておられます。現在薬學校が全國にござつて完備せられ、あるいは藥學大學にまでなつておる。現在において、單に便宜上において身分法は必要がないといふことは、はなはだ現在の實情におきまして、私どもはその實情に副わないのではないかと考へる次第

であります。便宜上のごときことによつて、これが藥事に關するがゆゑに、薬劑師の身分法の必要がないといふことでありましたならば、私どもは薬劑師といふものは医者と同等に置いて、人命に關する重大な責任をもつておるという立場において、その重大な使命の上から言つても獨立すべきものだと考へるのであります。便宜上というやうなお考へでありますからこそ、藥事衛生といふものは必要ないであらう、こういうやうな答弁のようにお聴きしましたが、私どもはさういふ考へでなく、薬劑師の使命を考へればこそ――

私どもはここに薬劑師の身分が、この薬事法の中に規定されておるならば、この薬事法に廣汎な藥事衛生といふものが、何ゆゑ取入れられないかといふことを考へるのであります。ぜひこれを私どもは取入れていただきたい。便宜といふやうなことでなく、薬劑師といふものに対する認識を明らかにして現在の考へ方から言つても――最近や薬劑師に對する認識は出ましたけれども、医者と比べましたならば非常に輕く見えておる。こういうことははなはだ遺憾にたえない。私は薬劑師ではありませんが、第三者の立場に立つて、最も重大な関心をもち、ここに規定されるべきではないかと思つておるのであります。ぜひこういう薬事衛生の、さういふやうな廣汎の字句を入られることを要望したいのであります。先ほどの御意見に對しまして、どうか現在の情勢から言ひましても、もう一步政府は

ここに考へまして、身分法の制定というものを考へるに對しての御意見を、はつきりお聴きしたいと思ひます。

○久下政府委員 薬劑師の身分法を獨立させることについて、お話によると、私の考へておりました氣持と違つたやうに受取られております。私が申し上げた意味は、もし別にさういふものを規定することができれば、それも結構な考へ方であるといふつもりで申しておるのであります。獨立の身分法は不必要であるといふやうな、否定的な意見を申し述べたつもりはないのであります。ただ獨立させるべきか、あるいは薬事法の中に現行法と同様に盛りこんでおくべきかといふことは、この法律の建前から考へまして、さういふ扱いをしたからといって、薬劑師の任務を輕く見ているやうな趣旨は毛頭ないのでございまして、この法律の中だけに對しても、薬劑師の引例されておるところはたくさんございまして、さういふ意味合いにおいて、薬劑師の一つの身分の確保をはかりつつ、またその資質の向上をはかりつつ、しかも医師、齒科醫師等と同じく、獨立の立場をもつというところ、この法律の中には質的に現れておると思つておられます。さういふ意味において、さうした目的を達することが、この中に織りこんでおいてはできないとは考へていないのでございまして、言いかえると、さういふ趣旨のものを別にする方が便宜であるか、あるいはこの中に入れる方が便宜であるかといふやうな意味の便宜論になりはしないかといふ意味で申し上げたのであります。逆にこれを否定して申し上げたつもりはないのであります。

は犯罪が構成したというような場合において、この期間が経過した後においては、何ら調査する便宜な方法がないではないか、こう考えますのでお聞きしたいと思ひます。

○久下政府委員　二年間の期間をきめまするにつきましては、ただいま御意見のありましたようなことにつきまして、いろいろと考慮をいたしたつもりであります。一方におきまして処分せんそのものを長く保存しておかなければならないという義務を課しまする

ことは、藥局開設者としては非常な苦痛である場合があると思うのです。もちろん御指摘のように問題の起きまし

た場合には、証憑書類がなくなつて困るといふようにも考えられますが、さような問題は、大体二年も保存して

おきますれば、問題が発生をした場合、はつきりするであろうという見地のもとに二年という期間をきめたので

あります。なるべく長いほどよろしいのでありますが、そうした保存義務者の迷惑という点も考え、またこの規定を置きますと原本の目的と違ふ得れば十

分である最小限度というような意味で、二年間ときめたわけであります。

○齋藤(晃)委員 第五十條の二に藥事

監視員は都道府縣知事がこれを任命する、こう記載されておりますが、官吏並びに吏員の職務を行うために、藥

事監視員がここに置かれることになりました場合に、薬事監視員というものが、やはり最も重い責任があると私は

思うのでありますが、單なる官吏がこゝに監視をするというやうなことであります。決して完全な監視はできません。思うのであります。藥事

に關するがゆゑに、やはり専門的な藥

事関係の人々も必要ではないかと思ふのであります。この薬事監視員の選任の方法、あるいはまたいかなる人をもつて、単なる官吏といふことにおいては、私どもは従来の形式的な監視といふようなことになるおそれがある。人命に關するやうなことが、單なる人らそれ知識をもたない官吏、吏員によつて、もしも監視されるというこゝとは非常な不安があるのではないかと考へますのでお聞きいたしたい。

○久下政府委員 薬事監視員の任命につきまして私も考へております。これは、あくまでも薬事監視員がその任務を達成していきまうためには、厳正公平でなければならぬと思ふのであります。もちろん御指摘のように、その方面に關する知識、技能をもちまへなければ、その任務を達成することができないといふことは當然であります。私どももいたしましては、なるべくそうした専門の知識技能をもつておられる人に薬事監視員をお願いしますが、一面においてこれらの人々が、最も厳正公平にその任務を行つていきまうためには、官吏または都道府縣の吏員たるの身分をもつことが必要であると思へまして、書き方は違ひはなつておりますけれども、さういふ意味におきまして官吏または吏員の身分を當然にもつておる者が、この仕事をしてくことが適當であると思へまして、かような規定を設けたのであります。

○齋藤委員長 監視員の使命が單に事務的に監視するといふならば、公平といふやうな立場からは官吏でも済むのだらうと思ふのであります。しかし、かゝるやうな薬事に關する、あるいは人命に關するといふやうな薬事關係の監視員といふものに關しましては、單に事務的にそれを監視するといふことでは、ありません。私は單なる官吏によることでの監視員では、薬事に關しての完全な監視を果し得ない、こゝ考へるのであります。政府においては、單に官吏のみをもつて任命するといふ考へを是正するわけにいきまへんか。

○久下政府委員 私の申し上げ方が十分であつたかと存じますが、監視員として薬事監視の任務につきまう者は、もちろん私も考へては薬事に關する専門的な技能をもつておられます。生省の技官とか、府縣におられます。吏員、さういふものを任命したいと思つておるのであります。また逆に申しますれば、一般の人々のさうした方面の専門の方々にもお願ひをして、薬事監視員になつていただくのであります。けれども、これは私人たる人に薬事監視員の身分を與えるのでなく、さういふ場合には、同時に官吏たる身分になつていただくといふことが、この種の仕事を厳正公平に實施してまいりますに適當である、かように考へましてこゝういふ規定をいたした次第であります。

○齋藤委員長 終りました。

○山崎委員長 福田昌子君。

○福田昌子委員 大分御質問がたまつたので、重複する点は差控へまして、必要と思ひますことを希望として述べさせていたきたい。まず總則におきまして薬劑師の身分法の規定がないといふことは、各委員の御不満でございまして、私もこれに向つて各委員が述べられたと同じやうな希望をもつておるものであります。第二條の第二項の御説明にあたりまして、次長の御説明を承りまして一應了とするのであります。この法案の作成にあたりまして、薬劑師の身分を軽く扱つてこゝういふ法案をつくらなかつたのではないといふお言葉を承つたのであります。おつくりをいただきました当初におきましては、なるほど薬劑師の身分を軽く取扱うものでないにいたしまして、これが公布されました際におきましては、永い間には自然と、この衛生委員としての地位から薬劑師といふものが離れた點において見られるといふやうなことにになり得るものを、多分にこの條文は含んでおるのであります。さういふ意味におきまして、現在施行されておりますところの薬劑師の身分の規定、殊に薬事衛生を掌り、國民の体力及び保健に關する向上に向つて寄與する云々といふやうな言葉は、ぜひこの中に附け加へていただきたいといふことを、切に希望するものであります。

次に第二條の七の化粧品品の規定であります。化粧品品をどういふ意味でこの薬事法の中に取入れていただきたか、そのことを御説明願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 第十点は御希望といふお話でございました。お伺ひをしておきます。先ほどからよく申し上げておるやうであります。私どもはかような規定のしかたをしたことによつて、決して薬劑師の身分を軽々しく見ておるということではなく、むしろ大いに薬劑師の立場を尊重し、從來より以上にその資質の向上をしていただいて、公衆衛生のために御盡力願ひことを期待しておりますことを申し上げておきたいと思ひます。

次に化粧品品をこの法案の中に取入れたのは、実は第一回國會におきまして、医薬部外品の取締りに關する法律の中に、化粧品品を取入れまうことを御決定いただいたておるのであります。が、今回医薬部外品に關する法律は、全般的にこの法律に取入れられることになりましたので、その意味で化粧品品を取入れたのであります。なお本質的には化粧品といへども、公衆衛生上の見地からの取締りが當然必要であります。これをいかなる法規で取締るかといふことを考慮いたしました結果、從來医薬部外品の中に取入れたのであります。今回これを薬事法に取入れることが適當であると思へまして、この法律に取入れた次第であります。

○福田昌子委員 ただいま衛生の見地から化粧品品といふものを考へていかなければならぬといふお言葉がございましたが、さういたしましたならば、この文の中にさういつた條項を入れていただきたいと思ひます。これは衛生的な見地から見ました場合に、このままでは一向にさういつたことが感じとられない文章になつておると思ふのであります。これはさういふ條の具がベシキに類するやうな程度の文句はしか聴き取れないのであります。従ひまして無害であるためにただ誇大廣告によりまして、有害であつても無害であるとしておるやうなものが、ままた化粧品として非常に流布されておるのであります。こゝういふやうな化粧品品を、宣傳につられまして買つて魅力を増すとこゝろか、かゝつて醜力を増したといふやうな訴えを、ままた私どもは聴くのであります。さういふ意味合いにおきまして、衛生的な見地からおと

ただいたならば、この面に対するとこゝろの規定のことを挿入していただきたいと思ひます。

○久下政府委員 實は薬事法全部が、第一條できつめて抽象的な法の目的を掲げただけでありまして、公衆衛生といふことが出ておらないのであります。私どもとしては當然のことでございます。さういふことは、厚生省におきまして、医薬品なり用具のことの取締りをいたします以上、あくまでも公衆衛生といふ大きな目的のために行われるものといふ考へ方なのであります。同時に化粧品につきましては、規定にはさういふ規定がございせんけれども、第四十二條、第四十三條等の実体的な規定をこらへたいただきますれば、不正表示化粧品といふやうなものを掲げまして、これ、こゝういふものは不正表示医薬品、不正表示化粧品だ、こゝういふものはその販賣が禁止せられるといふやうな關係に相なつております。全体として衛生上有害なものを取締るのだ、この法律は取締つておるのだといふ趣旨が、結論的に出てくると思へておる次第であります。

○福田昌子委員 この第四十三條を讀みまして、一應納得はするのであります。が、これだけのことをお含みであるならば、なぜはつきりと七項目のところにございまして、皮膚の予防とか、あるいは皮膚衛生の向上といふやうなことを列記していただけないのでございませうか、重ねてそのことに対して答弁をお願いいたします。

○久下政府委員 先ほど申し上げました通り、實は化粧品のみならず、この法律の全般が薬事を規整するといふことも、公衆衛生上の見地から規整を

たいたならば、この面に対するとこゝろの規定のことを挿入していただきたいと思ひます。

○久下政府委員 實は薬事法全部が、第一條できつめて抽象的な法の目的を掲げただけでありまして、公衆衛生といふことが出ておらないのであります。私どもとしては當然のことでございます。さういふことは、厚生省におきまして、医薬品なり用具のことの取締りをいたします以上、あくまでも公衆衛生といふ大きな目的のために行われるものといふ考へ方なのであります。同時に化粧品につきましては、規定にはさういふ規定がございせんけれども、第四十二條、第四十三條等の実体的な規定をこらへたいただきますれば、不正表示化粧品といふやうなものを掲げまして、これ、こゝういふものは不正表示医薬品、不正表示化粧品だ、こゝういふものはその販賣が禁止せられるといふやうな關係に相なつております。全体として衛生上有害なものを取締るのだ、この法律は取締つておるのだといふ趣旨が、結論的に出てくると思へておる次第であります。

○福田昌子委員 この第四十三條を讀みまして、一應納得はするのであります。が、これだけのことをお含みであるならば、なぜはつきりと七項目のところにございまして、皮膚の予防とか、あるいは皮膚衛生の向上といふやうなことを列記していただけないのでございませうか、重ねてそのことに対して答弁をお願いいたします。

○久下政府委員 先ほど申し上げました通り、實は化粧品のみならず、この法律の全般が薬事を規整するといふことも、公衆衛生上の見地から規整を

するのである。この「適正を図る」というのも公衆法制的に適正であるというふうにもしたい。これがこの法律の眼目でございまして、ひとり化粧品のみでなく、すべてのものに入るとすれば入れなければならぬようになるのであります。さような意味におきましてこの法律全体から、さような趣旨が結論的に出てくるということで御了解をいただきたいと思ふのであります。

○福田(昌)委員 ただいまの御説明で一應納得はいたしました。なるほどその規定におきましては、公衆衛生的な見地から考えられねばなりません。私もこの法律を讀みます場合に、この文の中にうたれておりませんことには、公衆衛生的な見地ということをお忘れがちなものであります。そういう意味におきまして、私は先ほど申し上げましたような、公衆衛生の立場に關しますことの規定を入れていただくことを希望するものであります。

次に第四條の薬剤師免許は云々というところの項であります。たとえば精神病とか、おし、つんぼまたは盲の方には、医師免許証を與えないとあります。これは傳染性疾患の場合におきましてはこの限りでないのてございします。

○久下政府委員 傳染性疾患にかかつておられます者を免許せざるものとすべきかどうかということにつきましてはいろいろ研究もいたしたのであります。が、御承知の通り傳染病と申しますと、一概に欠格條項に掲げることとは適當でないと思ひまして、とりました次第であります。

○福田(昌)委員 新しく出ます歯科医

師法には、たしか傳染性疾患にかかつてゐる人に対しては、免許を與えないことがあるというような規定があるかのごとく聞き及んだのであります。が、薬剤師とどうしてそういう差別があるのですか。

○久下政府委員 歯科師法の場合にも、傳染性疾患にかかつておられます者は免許を與えないことがあるという從來の規定はございしましたが、新しい案では削除せられることになつております。

○福田(昌)委員 たとえばレブラの場合におきまして、そういう條文のまからいたしますと、レブラ患者が薬剤師の仕事をしてゐるということがあり得ると思ひますが、そういう場合の処分その他のお考えを伺ひたい。

○久下政府委員 癩患者につきましては、癩予防法に特別な規定がございまして、病者傳播のおそれがあります。癩患者は、知事が癩癰瘻所に強制的に入所をさせることができるというようなものもありません。もしも傳染のおそれの非常な多いような場合には、さうな規定の活用におきまして、實上薬剤師の仕事ができないような場合もあるかと考えます。そういうような判定の下される場合以外に、職業上の自由を、特殊の疾病にかかつてゐるがゆゑに制限するということは、必ずしも適當でない場合があると考えまして、規定の上からはとりませんでしたのであります。

○福田(昌)委員 第十條に藥事委員會に左の小委員會を置く、公定書小委員會とはどういふものを意味してゐるのてあります。

○久下政府委員 「公定書」と申しますのは第一條、第二條の定義にありますように、「日本藥局方又は國民医薬品集」といふものをさすのであります。て、藥局方は他の規定にありまうに、必ずしも十年に一回は根本的な改訂をいたさなければならぬというふうになつておりました。また少くとも二年半ごとに追補をしなければならぬというふうなことに相なつておりました。これは医薬品の質を向上し、その効能を確保いたしますためにぜひ必要なものであります。かような規定が設けられておりました関係上、この種の日本藥局方及び國民医薬品集といふものは、きわめて重要な仕事であり、しかも常に新しい藥学の発達とともに改訂を加えていかなければならぬのであります。かような委員會を設けて、この委員會の決定に基いて改正をしていきたいという考えであります。

○福田(昌)委員 次の新医薬品小委員會といふものについて……

○久下政府委員 新医薬品小委員會と申しますのは、この新医薬品とは、その化學構造式、組成、または適應が専門家の間に一般的に知られていないものを指すのであります。さうな意味においては、さうな藥が發明されたときには、この委員會において、はたしてその申請の通りの性能をもつておるかどうかという点について決定があり、適當であるという認定がつきましたものについて製造の許可を與えるということになつております。その意味で新医薬品の申請を審査し、その意見を決定した任務をもつておるものであります。

○福田(昌)委員 すでに販賣されてお

ります医薬品におきまして、その内容の査定をする必要に迫られました場合におきましては、この小委員會が取扱うのであります。

○久下政府委員 すでに一旦認定を經ましたものにつきましては、すでに新医薬品でなくならずしたので、一般に専門家の間で承認せられたことになりまして、さういふものはこの小委員會では取扱わないのであります。しかしながら公定書に載つておらずに医薬品は、その後において製造いたす場合も、製造の許可は必要でありますけれども、この委員會としては、今申し上げたような意味において新医薬品の出でたときに、これを許可すべきかどうかという意見の決定をしていただくわけでありまして。

○福田(昌)委員 最近いろいろな委員會がたぐさん続出してありますが、この委員會が、民主的運営という美名のもとに、非常な不正事件が横行しておることを私はしばしば耳にいたすのであります。さういふ意味におきましてこの藥事委員會が、どうかさういふ不正な面に向つて流れないようになり、常にその科学的な、嚴正な立場において、この藥事に関するその委員會の使命を、完全に果していただくように希望するものであります。

次に第十三條の薬剤師の國家試験の試験科目の内容であります。これに關して先刻有田委員からの御希望もありましたが、私もまたこれに對して有田委員と同様な希望をもつております。さういふような學說試験、実地試験の試験科目は、かくのごとく限定して明記すべきものではあるまいと考へるのであります。

次に第十六條の「委員會は、少くとも十年ごとに」といふことを限つておりますが、どういふ意味で十年という年限を限つたのであります。

○久下政府委員 これは世界各國とも、大體十年ごとに藥局方の改正をするというふうになつておるようであります。わが國の過去の實際において、現行の改正藥局方までは、おおむね十年ごとにやられておつたのであります。現行藥局方はただ戦時中いろいろな事情から若干期間が延びておりましたが、わが國の實際から申しまして、さういふふうな實際であります。

しかも藥學の一般の進歩の状況は、おおむね十年ということを限つて全面改正をするような實際に迫られるのが、過去の歴史でもあるのであります。さうな意味から十年ごとといふふうにしたのであります。

○福田(昌)委員 第十四條第三項の「外國の藥學校を卒業し、又は厚生大臣の指定した外國以外の外國の薬剤師免許を受けた者」とありますが、この厚生大臣の指定した外國以外の外國といふのは、どういふ意味であります。

○久下政府委員 厚生大臣の指定いたします外國といふのは、大體現行の藥事法で考へておると同様の考え方でありまして、わが國の薬剤師の免許を與えてくれるやうな國を厚生大臣が指定をしたいと思つておるのであります。さうな意味において指定をされた外國の薬剤師免許をもちました者は、日本に歸つてまいれば、第三條の規定で當然に免許がもらえるので、それをもらえない、さういふやうな規定のない國といふ意味であります。從

つて日本の薬剤師の資格の免許をもらいました者がその國へまいりまして、無條件で免許を與えてくれないうな國という意味であります。

○福田(昌)委員 その國の名前をはつきり例示していただきたいのであります。

○久下政府委員 かつてはありましたが、現在はいくつかの國情でございまして、具体的にございませぬ。將來起ることを予想いたしまして、かような規定を置いたのであります。

○福田(昌)委員 第二十二條の條文に關しましては、先刻勸業委員が述べられたと同じ希望を私もつておるものであります。従いまして重視いたしまして、省きまして、終りの方の「厚生大臣の承認を受けて、専任の技術者をもち、これに代えることができる。」とありますが、専任の技術者というものは、たとえばどういふ人を指すのでしょうか。

○久下政府委員 専任の技術者という意味は、それ／＼の業態によりまして違ひがございするけれども、薬剤師以外の技術者、多くの場合化学技術者がこれに當るものが多いようでありま

○福田(昌)委員 第三十條の第二項の「公定書に收められた医薬品は、その強度、品質及び純度が公定書で定める基準に適合するものでなければ云々。」のこの條文におきまして、もしこいつたものの違反行為を犯しまして、それが罰則にまで現われない間に、医者がかような薬を求めまして、たとえば不正な薬をいい品と間違えて買ひまして、これ患者に使ひました場合に、

發熱したり、あるいはまた過つて死に至らせたというような場合におきましては、この罪はどこに附せられるのでしょうか。

○久下政府委員 それはたいへんむづかしいお尋ねでございまして、個々具體の場合に精密な調査をいたさなければ、一概に論ぜられないと思つてあります。少くともこゝろいうような規定に違反をしておるようなものにつきましては、まず第一に当然それによつて被害が起りますれば、その製造者が責任を負ふべきものと考へておられます。しかしながら医師がそれを使ひました場合におきまして、普通の医師たる資格におきまして、善良な管理者の注意をもつてしてわかり得るような状態であつたにもかかわらず、さうなごとであるということであれば、医師にも若干の責任がないとは言えないと思ひます。いづれにいたしましても、かような抽象的な論議で解決をいたすべき事柄でなく、具體的な場合によりまして十分事態を精密に調査をした上でなければ、簡単にきめられない問題であると思ひます。

○福田(昌)委員 第三十二條の條文によりますれば、ストレプトマイシンといふものがあげられておりますが、ストレプトマイシンといふものは、現在日本においてはまったく使用されておるものではないと思ひますが、大衆的には縁のない薬かと思ひます。こゝろいうものを取上げて三十二條の中にはつきりと明記されたのは、どういふわけでありま

○久下政府委員 ストレプトマイシンはお説の通りの実情でありますけれども、これについては連合軍当局においても、わが國に対してストレプトマイシンの製造を勧められておりますし、アメリカからさうな面においての、ベニシリンに対すると同様な助力を得られる見込みでもありますから、近き將來においてわが國にもこれが生産される時期があると考えて、入れておいたのであります。

○福田(昌)委員 ストレプトマイシンのたゞいまの製造価格は、私うわさに聞くとこゝろによりまして、非常に高價な品物であり、しかも使用にあたりまばならぬ。さういふ使用法などから考へまして、とても私はこれは大衆的な、また結核予防の見地からしまして、日本の現状にそれほど有効適切な、切實な必要なものと考えられないのであります。これは私の個人の意見でありますので、他の委員の御意見も一應承つてみたいと思ふのであります。そのほかこのスルフォナミドに對するところの中毒作用、またベニシリンに對しますところのベニシリン・テストの菌をつくる、こゝろいつた方面からの御意見に關しましては、私は先ほどの勸業委員のお説にまつた同感であります。重複いたしますから避けたいと思ひますが、有田委員がよくベニシリン、スルフォナミドの製造と、今日の花柳病蔓延の狀態からいたしまして、花柳病予防のために、ぜひ指定外の藥品として、市販に供することが必要であるとして力説されたのであります。私は花柳病予防の見地からさういふことを取締つていただきたいと思ひまして、むしろこの三十二

條といふものは最も適切であると思ひます。今日花柳病の見地から、なるほどスルフォナミドの製造やベニシリンは、花柳病治療にあたりまして大きな貢獻をした。これがまづ医者の監督を欠いておつて、民間素人療法が多かつた。素人がスルフォナミドの製劑を勝手に使用した向きが多かつたがゆゑに、今日の淋病の統計を見ましても、なるほど急性淋といふものは急激に數が減つておりますが、慢性淋といふものは一向に減少してないといふことを、如実に現狀が物語つておると思ふのであります。急性淋も慢性淋も傳染するといふ意味においては差別はないのであります。さういふ意味において、殊に花柳病予防の見地からして、絶対にこゝろいふものを勝手に市販に任せることは、まかりならぬ處置と想ふのであります。

次に第三十四條で、誇大廣告に關する條文であります。私は今日の化粧品廣告を見ておきますと、ほとんど全部が誇大廣告ならざると思へるのであります。政府当局におきまして、誇大廣告の限度をどういふふうに規定しておられるかを承りたいのであります。私個人の考へをもつていたしまして、今日化粧品の廣告は全部誇大廣告であり、従つてこの條文の規定からいたしましては、この廣告といふものは一應全部撤回されて、別の廣告にかへる／＼の措置をとられるのが當然じやないかと思ひますが、これに對する御答弁を伺いたいと思ひます。

○久下政府委員 化粧品の誇大廣告に關するお尋ねであります。私もさういふ思ひをしておりますが、化粧品の中に取入れれる意味におきまして、虚偽または誇大な廣告を取締ることについては、十分具體的な場合を檢討いたしまして、いゝ加減なことです。まさないように、十分厳正に取扱つていきたいと考へてゐる次第であります。

○福田(昌)委員 第四十五條の検査のところでありまして「厚生大臣又は都道府縣知事は、必要がある」と認めるときは、「必要がある」と認めるとき」とは、どういふ場合です。

○久下政府委員 はなはだ漠然とした規定でございまして、いろ／＼な場合が予想せられるのであります。他の規定にもありますように、たとえば不潔な場所で作製せられた医薬品は、不良医薬品であるといふような規定があるものであります。あるいは登録を申請してまいりました場合に、現実にその申請通りに製造者がなつてゐるかどうかといふようなことを見る場合も、やはり「必要がある」と認めるとき」といふことが言へると思ひます。かゝうにこの法律を執行し公衆衛生の發達——藥事關係の面からする公衆衛生の改良發達をはかりましたために現場を調査することが、いろ／＼な意味において必要になつてゐると思ひます。さういふ意味におきまして、具體的に必要な場合といふことを法律的に限定することが、きわめて困難でありますので、一般の例にならぬとして、抽象的な書き方をしておりますが、二、三の事例をあげれば、先ほど申し上げたやうな次第であります。

○福田(昌)委員 第四十八條の「厚生大臣又は都道府縣知事は、不良若しくは

○久下政府委員 「その他必要な処分」と申しますのは、たとえはどうしても個人に任せておいては危険であるというような意味合いにおいて、あるいはその他の取調の必要等のために、その物品を集めて役所にもつてきておくことというような場合も考えているのであります。あるいは廃棄ということになります。あるいは廃棄されような場合も、必要な処分として取締るようなしたいと思ひます。

○福田(皇)委員　あまり具体的に了る本
できないのでございますが、その程度
に止めさせていただきますが、次に第
五十條の藥事監視員の項であります
が、これに關しまして、私はこういつ
た監視員が、大衆の公衆、衛生向上の見
地に立つて働いているのか、あるいは
業者の側に立つて働いているのかわか
らないような現状を、まゝ見聞するの
であります。そういう意味において、
先ほど久下政府委員の御説明がありま

したように、正しい意味におきまして、ここにうたわれておる通りのこととが行われることを希望するものであります。一應私の質問はこの程度で打ち切らしていただきまして、後刻また質問さしていただきたいと思ひます。

○山崎委員長　速記を止めてください。

【速話中止】

○山崎委員長 それでは速記を始め
て……。

○野本委員 私どもは第三者的な立場

案が上程される前には、あるいはその議案につきましていろいろ誤解の節もあつたかと思うのであります。ところが本案が上程されて、その條項を詳細に調査しました結果、自分の誤解が納得されたといつたような結果でなからうかと考えられるのであります。私といひましてはそれ以上にお答えすることができまじせんのですが、事情が判明いたしませんから、どうぞ御納得のほどお願い申し上げます。

○野本委員　それでは承服でございます。ん。どういふ点に誤解があつて、その誤解がどういふふうに氷解されるのであるか、これを明確にされませんと、われ／＼議員として薬剤師に墨弄されたいことになる。

○山崎委員長　お答え申します。いかにいふにも、ごもつともなお話でございますけれども、私どもとしましては、政府から提案されました、いわゆる提案者から提案されました法案に基いて、

審議を遂げていくのがほんとうなのでありまして、その以前にたとへばこゝにいう案もある、こういう案もあるというよゝなことが二、三件ありまして、それはあくまで本院に付託された議案ではないのでありますから、従ひまして本院に付託されました議案について私どもが審議の権限ももち

すしまた義務も発生してくるかと申
う。その以外のことについての過程に
ついて、私どもが論議し合うというこ
とはどういふものかと考えますので、

想として、これが解決の案をお示しいただいたのであります。私どもといふにしても、大体そういう線に聞いまして、問題の解決をはかるのが至当であると考へまして、正式な筋道ではございませんけれども、すでにしば／＼晴嵐荘の院長、庶務課長などがまいりました際に、事情を聴取いたしますとともに、そういう趣旨のもとに、問題の解決方法を内示いたしておつた次第であります。ただ私どもといひし度で、この席上で申し上げたいと思ひ

すことは、松谷委員の御指摘のよ
に、莊側の処置につきまして、やや
適当と認められる点がないとは申し
せんけれども、全般的に非常に間違
たことをやつてゐる、あるいは不正
行爲があるということは、全然認め
れないと思つております。ただ自
のところにはいつておりました事者
対する考え方に、若干不適当と認め
れる節があるということは御指摘の

りでございます。同時にさういふよ
な意味合いにおきまして、本問題の
決につきましては、大体松谷委員の
指摘のような筋で事柄を選びたいと
つておるのであります。その意味に
きまして、たとえば強制退社命令を
應取下げをするというようなことを
すでに莊側にも納得させておるの
であります。それから泉者ととの協義

をもつて、療養生活に關する希望を分聽取し、これを莊の運営の上に反さしていききたいということにつきま

第一類第七号 厚生委員会議錄 第七号 昭和二十三年六月十日

理を必要としなくなりまして、もとより重い病気をいたしました関係上、そのまま社会の荒波の中に出るのには無理だという段階もあるものであります。私もそういったしましては、ただいま申しました前の段階、すなわち健康管理を必要としながらも、若干の作業をさせて治療の目的を達するという段階にありまして、私も私としては現在の国立療養所においても、これをそのまま扱ひまして、健康管理をなしつつ、作業療法として若干の職業補導的なことも目的を達するようにしたい、こういう考え方であります。これに對しまして後者、すなわち健康管理を要しないような段階になりましたら、これは、実は早く療養所を出ていただきたいのであります。むしろ一段の社会福祉施設といたしまして、さようなものが設けられることを期待しておるのであります。さような点につきましては、厚生省で申しますと社会局の所管になるのであります。その方面と連絡をいたしておるのでありますが、まずコローニ制度というものを、理屈を申せばさような段階に分けることによりまして、またいずれにしても厚生省の所管ではあります。一方は社会局に属し、片方は事務局で行うというような関係になるので、この辺のところを十分連絡してやりたいと思ひますが、健康管理を要する者に対する職業補導、作業指導ということにつきましては、現狀すでに各療養所でやつておりますことを、まず、拡充、充実してやりたいと思つております。なお健康管理を要しないような段階に至りました者についての職業補導については、

これは社会局の方とも連絡をして、何とか早く実現するようにしたいと思つております。後者の方については、実は現在予算もありませんので、實現の運びに至つておりませんけれども、そこまで手を延ばしていく必要があると考えております。

○松谷委員　なお先ほど次長のお話に、入所規定に追加が変更をしていくというお話でございましたがその入所規定の変更はもちろん異議ありませんが、その場合にぜひ私として希望することは、少くとも退所命令を所側が出す場合においては、その患者の主治医なり、あるいは事務局の承認の上で申しまして、主治医との相談の上でということに内容をしていただきたい。少くとも今回のように政治的な面においての命令ということにはならぬことを希望いたします。なおいまひとつ伺つておきたいことは、その改正にあつて、療養期間の現在の六箇月であるところが三箇月で打切られるようになるということ、これはうわさでございまして、まだ確定したことはわかりませんが、そうしたことを予想しておられるのかどうかということも、参考までに伺つておきたいと思ひます。

○久下政府委員　すでに療養所における療養の必要のなくなった者に、出ていただく措置をとります場合には、お話し通り、当然主治医の意見によつて判断すべきものと考えておりますし、またさようにいたしたいと思ひます。第二のお尋ねの点については、私もさういふことは全然考えてもおりませんし、聞いてもおらないのであります。

○山崎(道)委員　ちよつと松谷さんの

ただいまの御質問に補足してお伺ひたいと思ひます。私はただいまの次長の御答弁は不満でございしますが、厚生省では、かねてからコローニ設立の用意ありというふうに関がされまして、私非常に喜んでいたわけでありまして、その後の経過を伺いたいと思ひます。

それからいま一つ、個別的に各国立病院に、さういふ協議会のようなものをおもちになつていただくだけでは、私は事足りないと思ひます。国立病院の運営委員会というものを、国立病院の運営委員会というふうなものを、おもちになつていただいて、国立病院全体に對しての根本的な考え方を推進していただくためには国立病院の問題は解決いたしません。看護婦の現狀はいかがでございましょう、医師の現狀はいかがでございましょう、というふうなことを追究してまいりますと、根本的に考え直していただかなければならぬ。私は患者も不幸だと存じます。それから先ほどの、健康になつた者は退所してもらうという規定をお入れになつたことは結構でございしますが、くれぐれもお願ひしておきたいことは、これが出ていくべき場所がないというような現狀におきまして、その方面でもお考えいただかなければ、せつかく治つた者がまた再発する危険性がある。結核は治つたと申しても、当分の間は荒波にもまれていくというものは、私は不可能だと存じますので、その点をお伺ひいたします。

それから療養扶助の問題でございしますが、現在五人家族で千五百円の生活者は医療扶助を受けることができるのでございしますが、はたしてそれだけで医療に對する貯えができるでしょうか。

○久下政府委員　まず第一は、コローニに對することに御不満だということでありまして、実はコローニという考え方を分析してこう考えておるといふ意味で申し上げたのであります。私どもの面においてやりますことは、先ほど申し上げましたような線で十分徹底してやりたいと思ひ、現にまたやりつつあるのであります。多くの場合、結核患者は俗に治つたと申しまして、医学上の健康管理を必要といたしませんので、さういふものは療養所の中での一種の作業療法としてのような考え方で、健康管理をなしつつ、職業補導をなすような行き方でございます。

○山崎(道)委員　まだいろいろ伺ひたいことがございしますが、時間もございませぬし、速記の方にも御迷惑だと思ひますので、この程度で終ります。

○山崎(道)委員　久下政府委員にお尋ねいたしましたのでありますが、患者が退院いたしました場合には、主治医の意見を聴いて退院させるといふお話がありましたけれども、私も主治医の意見を聴いて退院させると、主治医を統轄しておりますのは院長でありまして、主治医の意見により院長の裁断にまつて退院をなさすべきものと私は思ひますが、單に当該患者の主治医の意見だけで退院させるといふのであります。か、承りたいと思ひます。

○久下政府委員　私の言葉が足りませんので失礼いたしました。入所規定に基きまして健康を回復し、療養所の療養が必要なくなりまして退所した

面と十分連絡協議いたしましたして、問題の解決をはかりたいと思つております。

国立病院の療養所に関する運営委員会を設けるというお話であります。この問題につきましてはまだ正式に大きなものもつておりませんけれども、個々の施設につきまして、病院なら病院、温泉療養所なら温泉療養所、結核療養所は結核療養所というふうに各々その方面に従事しております職員でありますとか、あるいはその他の学識経験のある方々等にお集まりを願つて、さうしたものをそろへておるのではありません。もう少し根本的に御指摘のようにならなければならぬと思つております。願案でもまとまりましたならば、また各方面の御意見を拜聴したいと思つております。

○山崎(道)委員　まだいろいろ伺ひたいことがございしますが、時間もございませぬし、速記の方にも御迷惑だと思ひますので、この程度で終ります。

○山崎(道)委員　久下政府委員にお尋ねいたしましたのでありますが、患者が退院いたしました場合には、主治医の意見を聴いて退院させるといふお話がありましたけれども、私も主治医の意見を聴いて退院させると、主治医を統轄しておりますのは院長でありまして、主治医の意見により院長の裁断にまつて退院をなさすべきものと私は思ひますが、單に当該患者の主治医の意見だけで退院させるといふのであります。か、承りたいと思ひます。

○久下政府委員　私の言葉が足りませんので失礼いたしました。入所規定に基きまして健康を回復し、療養所の療養が必要なくなりまして退所した

せることのできますのは所長であります。所長が主治医の意見を聴いてなすわけであります。

○榊原(幸)委員 もう一つお尋ねいたしたいことは、健康になつた者というさつきからお話がございしますが、これがまた誤解の焦点になるということを私はおそれるものであります。御承知のように結核患者が健康になつたと申しましたが、これがどこまでほんとうに結核菌が身体から全部なくなつたか、結核の病巣が全部なくなつたかというところは、いろいろ疑問の点がありますので、医学常識上治療したものと認め、入院の必要なものと認めた場合ということをもつて、健康になつたものという意味と解釈してよろしゅうございしますか、その点を承りたい。

○久下政府委員 簡単に健康になつたものと申ししたのでありますが、私どもは正式の文字の上では、療養所における療養の必要のなくなつたもの、こういう文字を使うつもりであります。言いかえすとまだ病人ではあるけれども、この後何年おつてもこれでは療養所におつていかなる治療を施しても変化が出ないというものもこの場合は含めたいと思つております。

○榊原(幸)委員 それを認める者は主治医並びに院長が認めると承してよろしゅうございしますか。

○久下政府委員 さようでございします。

○榊原(幸)委員 先ほど協議会なる案が出ておりましたが、政府委員のお話によりますと、これは決して療養所の運営に直接関與するものではないに、ただ一つの意見を述べるに止まるというところでございましたが、そう解釈し

てよろしゅうございしますか。なお念のために承りたいと存じますが、私どもの考えからいたしますと、療養所に入院している患者が、いろいろな自分の要求、希望を述べるということそれ自体が間違ひであるとは思つておるのであります。患者は精神上においても、肉體上においても、非常な障害があるのでございまして、かかる要求はその患者の家族の者が、直接療養所の担当者の方と相談申し上げるなり、要求すべきものと思ひますし、また身寄りのない方でございしますならば、その療養所に入院させるために患者に關係のあつた民生委員の方が病院当局と御相談の上で、いろいろな要求をすべきものであると私は考えておるのでございしますが、今承りますと暫定的に協議会というものによつて、一應患者の希望を聴くということでございますので、これも結構なこととは思ひますが、根本の精神としては私が今申し述べましたことにいたすべきではないかと思ひのであります。従ひましてまた運営委員会という御希望もあつたと存じますが、病院を運営しますに於いても、ただいま私が申し上げました精神によつて御考慮をお願いしたいと存するのでございしますが、政府委員のお考えはいかがでございましょうか。

○久下政府委員 私どももいたしましては、先ほど申し上げました通り、患者は法理的な意味におきまして療養所の運営に参画することはできないものと考えておるのであります。しかしながら、療養所にはいつてゐる以上、自分の療養生活に關係のあることについて、あもしてほしい、こうもしてほしいという希望があることも、また事実であると思ひのであります。そういう意見を十分聴いてやつて療養所の運営をするということは、療養所長として、またその運営に携わる者としても必要なことと考えまして、これを聴いてやる機会をつくるという意味において、療養協議会というものを設けたらどうかと考えておるのであります。榊原委員のお話のように、間接にのみ言ひ得るというように、そこまで窮屈に考えなくても、療養所側においても十分話を聴いてやろうという氣持をもつてやることによつて、初めて円滑にその運営ができるものと考えまして、その程度にやつてまいりたいと考えております。

○榊原(幸)委員 ただいまのお話でよく承りました次第であります。最後に一應委員長に承りたいと思ひのであります。調査委員の派遣という問題にあたりましては、その派遣された調査委員は、事実の調査をしてこれを委員会に報告し、復命するのが趣旨ではないかと存するのでございまして、派遣された調査委員が、自分の具体案を示してその解決の一助となるべき意見を述べるといふことについては、私は異議をもつておるものでございします。委員長の御意見はいかがでございしますか、承りたいと存じます。

○山崎委員長 お答申し上げます。私も榊原委員と同様の意見をもつております。

次会は来る十二日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十七分散会